

令和2年第3回東大和市議会定例会会議録第10号

令和2年9月2日（水曜日）

出席議員（21名）

1番	二宮由子君	2番	大后治雄君
4番	実川圭子君	5番	森田真一君
6番	尾崎利一君	7番	上林真佐恵君
8番	中村庄一郎君	9番	根岸聡彦君
10番	木下富雄君	11番	森田博之君
12番	蜂須賀千雅君	13番	関田正民君
14番	和地仁美君	15番	佐竹康彦君
16番	荒幡伸一君	17番	木戸岡秀彦君
18番	東口正美君	19番	中間建二君
20番	大川元君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

欠席議員（なし）

議会事務局職員（5名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	並木俊則君
議事係長	吉岡繁樹君	主任	関口百合子君
主任	高石健太君		

出席説明員（25名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	田代雄己君
総務部長	阿部晴彦君	総務部参事	東栄一君
市民部長	村上敏彰君	福祉部長	田口茂夫君
福祉部参事	伊野宮崇君	環境部長	松本幹男君
学校教育部長	田村美砂君	学校教育部参事	佐藤洋士君
社会教育部長	小俣学君	産業振興課長	小川泉君
地域振興課長	石川正憲君	健康課長	志村明子君
環境課長	下村和郎君	ごみ対策課長	中山仁君

都市計画課長 神山 尚 君
建築課長 中橋 健 君
学校教育部 富田 和己 君
副参事
中央公民館長 佐伯 芳幸 君

都市建設部 梅山 直人 君
副参事
教育総務課長 斎藤 謙二郎 君
社会教育課長 高田 匡章 君

議事日程

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第1

午前 9時30分 開議

○議長（中間建二君） ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（中間建二君） 日程第1 一般質問を行います。

◇ 木戸岡 秀彦 君

○議長（中間建二君） 通告順に従い、順次指名いたします。

初めに、17番、木戸岡秀彦議員を指名いたします。

〔17番 木戸岡秀彦君 登壇〕

○17番（木戸岡秀彦君） 議席番号17番、公明党の木戸岡秀彦です。通告に従い、令和2年第3回定例会での一般質問を行います。

1点目として、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

昨年11月17日、中国・湖北省武漢市で感染者が確認されてから世界に広がり、感染者は増え続け、多くの貴い命が奪われています。改めて亡くなられた方に対しお悔やみ申し上げるとともに、日夜奮闘されている医療従事者の方々に感謝申し上げます。

私ども市議会公明党は、本年5月、6月、2回にわたり新型コロナウイルス感染症拡大に関する緊急要望を尾崎市長に提出させていただきました。当市では9月1日現在29人の感染者が確認され、増えてきております。

厚生労働省は、8月24日、新型コロナウイルスとインフルエンザウイルスの同時流行に備え、外来や検査の体制を強化する方針を決め、自治体に通知するとのこと。

いまだ収束が見通せない中、当市においても感染を防止するための対策は急務であります。

ここで以下、質問いたします。

①新型コロナウイルス感染者が拡大している中、当市においてもPCR検査センターを設置する必要があると考えるが、市の認識について伺う。

ア、これまで東大和市医師会などどのような協議を行ってきたのか。

イ、設置に向けての課題はどのようなものか。

ウ、いつ頃までの設置を目指すのか。

②新型コロナウイルス感染症の第二波、第三波が心配される中、熱中症やインフルエンザなど、初期症状では見分けがつかないと言われている中、医療提供体制の整備を行う必要があると考えるが、どのような対策を講じていくのか。

2点目として、インフルエンザ予防接種費用の公費助成についてであります。

秋から冬にかけインフルエンザの流行が予想され、コロナ禍を踏まえ接種を希望する方が増えると思われる。子育て世代の切実な要望として、子供のインフルエンザ予防接種に対する費用助成があります。任意ではありますが、12歳以下は1人2回の接種ということで、多子世帯にとっては費用負担はさらに大きくなります。それゆえ、接種したいけれどもできないとする家庭もあります。

ここで以下、質問いたします。

①子育て世代の方からインフルエンザの予防接種に関し、公費助成をしてほしいとの声をお聞きしているが、

検討できないか。

3点目として、民間団体などとの災害協定についてであります。

協定を締結することは、自治体と民間事業者など双方にメリットを生み出します。自治体においては、被災時に応急対策活動に関する様々な援助が受けられます。協定が締結された際には、企業名及び団体名と共にその旨が広報されることが多いことから、民間事業者側の主なメリットとして、当該民間事業者のイメージアップにつながります。災害時、あらゆることを想定した上で、関連する機関との協定が必要と考えます。

以下、質問いたします。

①民間団体などとの災害協定について、どのような団体とどのような協定を結んでいるのか。

②近隣市では、災害時に、被災者の罹災証明書の申請や仮設住宅の申込みなどの負担軽減を図り、迅速な被災者支援を行うため、行政書士会と協定を結んでいる事例がある。当市でも必要があるのではないかと考えます。

4点目として、公共施設のトイレの整備についてであります。

私はこれまで、多くの市民の方から公共施設のトイレの洋式化を含めた整備の要望を受け、一般質問で取り上げてまいりました。当市ではこれまで、小学校のトイレの洋式化をはじめ施設の改修など整備を進めてきたことを評価いたします。

内閣府は、平成28年4月に、避難所におけるトイレの確保・管理ガイドラインを示されております。その中で、避難所の施設によっては和式便器のトイレが多く、足腰の弱い高齢者や車いす使用の身体障害者にとってはトイレの使用が極度に困難であるとされています。

近年、想定を超える自然災害が多発しています。当市では、昨年の台風19号で市内7か所に避難所が開設されました。今後も予想される自然災害に備え、避難所を含めた公共施設のトイレなどの整備を進める必要があると考えます。

ここで以下、質問いたします。

①平成27年度から令和2年度までの6年間で、公共施設のトイレの洋式化を行った場所と数はどうなっているのか。

②令和3年度以降、トイレの洋式化を計画している施設はあるのか。

③近年の自然災害の発生状況から避難所を開設することが増えると予想される。避難所に指定されている施設（学校体育館、公民館、市民センター）などについて、誰でも利用しやすいようにトイレの洋式化を進めるべきと考えるが、市の認識について伺う。

④利用者から和式トイレに手すりを設置してほしいとの声を聞いている。公民館、市民センター、集会所、公園、駅前の和式トイレの手すりの設置状況と今後の取組について伺う。

5点目として、分譲マンションの適正管理の推進についてであります。

マンションは、都市部の人口の3割が暮らす居住形態であり、当市では昭和50年代後半及び平成8年度以降、マンションの建設のピークが見られ、人口増加につながっています。マンションの老朽化や管理不全などは住宅政策の今後を左右する重要な課題であります。将来に向け、マンションが抱える課題に対し国や自治体が積極的に取り組むことが必要と考えます。

ここで以下、質問いたします。

①東京都は、マンションの管理不全を予防し、適正な管理を促進するため、平成31年3月に東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例を制定し、令和2年4月から管理状況届出制度を開始したが、当市

ではどのような対応を行っているのか。

②当市のマンションの棟数、戸数、居住人数、築年数について実態を把握しているのか伺う。

③今後マンションの適正管理を進めるためには、どのような課題があると考えているのか。

6点目として、受動喫煙及び路上喫煙対策の推進についてであります。

東京都は、2020年4月より受動喫煙防止条例が全面施行されました。現在東京都では23区全区で、市においては23市が路上喫煙防止などの条例を制定しております。

私は、平成30年第4回定例会の一般質問で条例について取り上げ、東大和市においては東京都の受動喫煙防止条例完全実施を機に情報を収集し、条例制定については前向きに検討しているとの御答弁でした。

ここで以下、質問いたします。

①東京都の受動喫煙防止条例が制定されたことに伴う、当市の対応について伺う。

ア、条例制定後、具体的にどのような対策を講じてきたのか。

イ、市民からの要望などはあるのか。

ウ、当市独自の条例制定には、どのように取り組んでいくのか。

壇上での質問は以上とし、再質問は御答弁を踏まえ自席にて行わせていただきます。よろしく願いいたします。

[17番 木戸岡秀彦君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

初めに、PCRセンターに係る市と東大和市医師会との協議についてであります。市では、東大和市医師会と定例的に協議を行い、PCRセンター設置について合意をしました。

協議内容としましては、PCRセンターの目的、設置形態、運営などの基本的な項目や、市と医師会の役割分担、検査内容などの具体的な項目であります。また、PCRセンターの設置、運営に必要な東京都及び東京都多摩立川保健所との連絡調整や必要な手続の確認などについて情報の共有を図っております。

次に、設置に向けての課題についてであります。現在PCRセンターの開設に当たり、検体採取の流れなど、その運営方法について検討しておりますが、医師会と事前準備を丁寧に行い、開設後にPCRセンターを円滑に運営することが課題であると考えております。

次に、設置の時期についてであります。医師会等関係機関と協力し、現時点におきましては、9月16日の開設を予定し、準備を進めております。

次に、新型コロナウイルス感染症と熱中症及びインフルエンザなどの鑑別を含めた医療提供体制の整備についてであります。新型コロナウイルス感染症を初期症状のみで熱中症及びインフルエンザなどと鑑別して診断することは、現時点におきましては困難であると言われております。

しかしながら、熱中症やインフルエンザは発症や重症化の予防が可能な病気です。このことから、まずは市民の皆様が熱中症やインフルエンザを予防するための正しい知識を持ち、望ましい行動を取っていただくことが医療提供体制の維持に重要であると考えております。

そのため、市では、熱中症及びインフルエンザの予防に係る情報提供の工夫などにより啓発を強化していくことについて検討してまいりたいと考えております。

次に、インフルエンザの予防接種の費用助成についてであります。小児の定期予防接種として令和2年10

月からロタワクチンが新たに追加されることとなっており、年々小児の定期予防接種の種類は増加し、それに伴う事業費も増大しております。

小児のインフルエンザの予防接種は、個人の希望により接種を受ける任意予防接種でありますことから、接種費用の公費助成は、現時点では難しいものと考えております。

次に、民間団体との災害協定についてであります。避難、警備・交通、緊急輸送、医療救護、飲料水・食料、生活必需品の供給、帰宅困難者対策など様々な分野について協定を締結しております。詳細につきましては、後ほど担当参事より説明をいたします。

次に、行政書士会との協定についてであります。被災者が行う各種行政手続について専門の知識を持つ行政書士の支援を受けることにより、被災者支援体制が強化されるものと考えております。現在令和2年度中の協定締結に向けて調整を進めております。

次に、公共施設のトイレの整備についてであります。平成27年度から令和2年度までの過去6年間で公共施設においてトイレの洋式化を行った場所と数につきましては、主なものとして、市民体育館における12基、中央図書館において2基、新堀地区会館において1基、上北台市民センターにおいて1基、小学校において合計118基、中学校において合計19基であります。このほか、中学校におきましては合計50基の洋式化工事を現在進めております。

次に、令和3年度以降にトイレの洋式化を計画している公共施設についてであります。現在のところ、トイレの洋式化を計画している施設はございません。

次に、避難所に指定されている各公共施設のトイレの洋式化についてであります。災害時は通常のトイレが使用できないことを前提に、簡易トイレの備蓄やマンホールトイレの整備を図っております。仮設トイレの賃借につきましても、協定を締結し備えているところであります。

避難所における生活環境を維持・充実する観点から、トイレの洋式化についても施設の改修等に併せて検討してまいりたいと考えております。

次に、公民館、市民センター、集会所、公園及び駅前広場の和式トイレにおける手すりの設置状況と今後の取組についてであります。これらの施設におきましては、一部の和式トイレに手すりを設置しており、必要性は認識しているところでありますので、今後、場所や構造等を確認し、検討してまいりたいと考えております。

施設ごとの設置状況の詳細につきましては、公民館については教育委員会から説明をお願いし、他の施設については各担当部長から説明をします。

次に、東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例に基づく市の対応についてであります。市では東京都から事務の移管を受け、令和2年4月1日から管理状況届出書の受理に関する事務を行っているところであります。

また、多摩26市のうち当市を含む13市が届出書の受理に加え、管理状況の調査、助言、指導等に関する事務の移管を受けており、今後、東京都と連携しながらマンションの適正な管理の促進に努めてまいりたいと考えております。

次に、市内のマンションの実態把握についてであります。市では平成13年度に市内の分譲マンションの実態調査を行い、棟数、戸数、建築年等についてのデータを把握しております。

調査時点以降につきましては、東大和市街づくり条例に基づく届出等のあった新築分譲マンション等のデー

夕を蓄積しております。

次に、マンションの適正管理を進めるための課題についてであります。区分所有者の高齢化等による管理組合の役員の担い手不足、建て替え等に当たって区分所有者間での合意形成の困難性、修繕積立金の不足等による管理不全などが課題であると考えております。

次に、東京都受動喫煙防止条例制定後の対策についてであります。東京都受動喫煙防止条例は、平成30年7月4日に公布され、令和2年4月1日から全面施行されました。

市ではこの間、庁内での情報共有及び検討を進め、令和元年11月、受動喫煙防止対策に係る基本方針を策定いたしました。この方針では、子どもの受動喫煙防止策の優先、公共施設内の全面禁煙、公共施設敷地内の原則禁煙、屋外喫煙のルール化等の検討の4点を掲げております。

また、この方針に基づきまして、路上喫煙の増加が懸念されます東大和市駅、玉川上水駅及び上北台駅の各駅前並びに不特定多数の市民が利用し敷地内に十分なスペースが確保できる公共施設であります上仲原公園、市民会館及び市役所本庁の計6か所に東京都の喫煙環境の整備事業経費補助金を活用して、一定の受動喫煙防止対策を施した屋外公衆喫煙所を設置いたしました。

次に、市民の皆様からの要望等についてであります。路上喫煙や屋外公衆喫煙所についての御意見が多く寄せられております。

屋外公衆喫煙所につきましては、条例の制定に合わせて壁で囲まれたパーティション型といたしましたが、構造上、煙や臭いが周囲に全く漏れないというわけにはいかないことから、場所の移設や喫煙所自体の撤去を求める声が寄せられているところであります。

次に、当市独自の条例制定への取組についてであります。路上喫煙等を防止する条例は多摩地区の多くの市において制定されておりますが、それぞれの条例における目的は、環境美化、喫煙による迷惑の防止、安全な生活環境の確保、受動喫煙の防止等と様々であります。

市といたしましては、条例における目的と規制する事項を十分に見極めた上で制定に取り組んでまいります。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） それでは、教育委員会が所管する公民館の和式トイレにおける手すりの設置状況と今後の取組について御説明をいたします。

市内公民館における和式トイレへの手すりの設置状況は5館合計で28基中2か所となっておりますが、その必要性は認識しているところであります。

教育委員会におきましても、今後各公民館における和式トイレへの手すりの設置場所や構造などを確認してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○市民部長（村上敏彰君） 市民センター及び集会所における和式トイレへの手すりの設置状況でございますが、和式トイレのある市民センターは6施設あり、合計34基中10か所設置しております。また、集会所につきましては3施設あり、全て手すりを設置しております。

以上でございます。

○環境部長（松本幹男君） 公園、こども広場及び駅前広場における和式トイレへの手すりの設置状況について

であります。現在公園等で維持管理しておりますトイレ28か所における和式トイレの数は、男性用、女性用合計36基で、このうち12基につきまして手すりを設置しております。

以上です。

○総務部参事（東 栄一君） 民間団体等との災害協定についてでございますけれども、主なものといたしましては、東大和市医師会や歯科医師会などとの災害時における医療救護活動、東大和建设同友会や電設業協会等との道路施設や電気施設の応急対策、イトーヨーカドーやいなげやなどとの応急食料等の供給、それから社会福祉法人との二次避難所の開設、東京都建築士事務所協会立川支部との被災建築物応急危険度判定業務、それから東京都トラック協会多摩支部との緊急輸送業務、セツカートン株式会社などとの段ボールベッドの供給など、様々な分野において協定を締結してございます。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） 詳細な御答弁ありがとうございます。

それでは、再質問をさせていただきます。

まず1番目の新型コロナウイルス感染症対策についてでありますけれども、昨日専決処分されましたPCRセンター設置の件に関しては様々質疑等を行っておりますので、ちょっと略して何点か質疑をさせていただきたいと思います。

まず初めに、検査方法についてですけれども、咽頭検査をするということでお聞きしておりますけれども、唾液検査を行っているところもあるようです。本市が咽頭検査に至った経緯と、唾液採取検査との違いと近隣他市の検査方法はどのようになってるのかお伺いをいたします。

○健康課長（志村明子君） 本市がPCR検査をする方法の選択につきましては、医師会の見解によりまして、当面咽頭拭いで検体を採取することとしております。

その理由としましては、唾液検査は検体採取におけるデメリットが多いことが理由と医師会から聞いております。具体的には、検体採取者と対面となり接触範囲が広がること、また1から2ミリリットル必要とされる唾液の採取に長いと5分から10分程度の時間を要し滞在時間が長くなること、次に唾液に含まれるウイルスの量は鼻咽頭の粘液に比べ桁違いで多いこと、最後に検体容器に唾液が付着し周囲を汚染することなどのリスクがあると言われております。

一方、咽頭拭いは、検体採取に要する時間は短く、滞在時間も短くなること、またアクリルボックスなどにより患者との接触範囲は綿棒の先のみのごく僅かな範囲であること、また綿棒の先についた微量の粘液中のウイルス量は唾液中に比べるとはるかに少ないこと、また検体採取後の綿棒はすぐに容器中に密閉することができ周囲を汚染しないことなどのリスクが低いメリットがあると聞いております。

また、他市のPCRセンターでのPCR検査方法ですが、府中、小金井、国立、国分寺市の4市医師会が合同で行うセンターでは咽頭拭いを、また狛江市では検体採取時の担当の医師の判断で唾液か咽頭のみかを選択すると聞いております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。やはり咽頭検査のほうがメリットが高いということで認識をいたしました。

続きまして、現在、市で把握している感染者などの情報について伺いたいと思います。

各自治体では、陽性率の公表などに関して賛否が分かれている状況でありますけれども、市としての考え方

についてお伺いをしたいと思います。

○福祉部長（田口茂夫君） 市では、東京都が都民の皆様への注意喚起を図るため、令和2年4月1日から開始しました区市町別の患者数の公表、また7月29日から開始いたしました区市町別の退院等された方の数の公表に合わせまして、これらの人数につきまして市公式ホームページに掲載しまして市民の皆様へお知らせをさせていただいております。

東京都におきましては、感染が判明した方の年代や性別等の詳細については、御本人、御家族の人権尊重、個人情報保護の配慮から公表しないという方針としておりまして、市への情報提供はございません。統計的な情報等はホームページ等では提供されているようでございます。

市といたしましては、この人権尊重、個人情報の保護の配慮をすることにつきましては大変重要なことであるというふうには認識してございますが、市民の皆様への一層の感染拡大防止の注意喚起を図ること、他県などで公表されております患者の年代ですとか性別等の公表につきましては、市長会をはじめ、副市長などが構成メンバーとなっております新型コロナウイルス感染症の区市町村協議会並びに部長会などにおきましても東京都に対しまして要望していると、こういう状況でございます。

以上です。

○17番（木戸岡秀彦君） この公表に関しては様々、公表し過ぎて中傷等もあると思いますので、注視してしっかりと検討していただきたいと思いますので、よろしくお伺いしたいと思います。

続いて、熱中症やインフルエンザ、コロナウイルスに共通していることの整備についてでありますけれども、これに関しては、頭痛、発熱、倦怠感が共通をして初期では見分けがつきません。御答弁では、熱中症及びインフルエンザ予防に関わる情報提供の工夫、啓発強化を行うことについて検討していくということでありましたけれども、秋以降、コロナウイルスとインフルエンザの同時流行に備え、10月から始まるインフルエンザワクチン接種に関して早めに広く情報提供をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 国は、次のインフルエンザの流行に備えた体制整備として、ワクチン接種の早めの呼びかけや地域の医療機関における診療体制や検査について、厚生労働省に設置された審議会で検討を始めたと聞いております。

審議会の案としては、定期接種の対象者で接種を希望する方を10月前半から接種を開始し、それ以外の方は10月後半までお待ちいただくよう呼びかけること、そして10月後半からは、感染症学会の提言を踏まえ、医療従事者、65歳未満の基礎疾患を有する方、妊婦、乳幼児から小学2年までの方々で接種を希望される方に呼びかけてはどうかという内容になっております。現在審議は継続中でありますことから、国の審議内容を注視してまいりたいと考えております。

○17番（木戸岡秀彦君） 分かりました。国からまた情報提供ありましたら、即市民に知らせていただきたいと思いますので、よろしくお伺いしたいと思います。

続きまして、2番目、インフルエンザの予防接種費用の公費助成についてでありますけれども、基本的に現時点では難しいということの御答弁でしたけれども、多摩26市についてですけれども、この状況についてお伺いをしたいと思います。

○健康課長（志村明子君） 多摩26市におきましては、4市が費用助成を実施または実施予定であることを把握しております。昭島市が助成額としては1回当たりの自己負担額を1,500円、国分寺市が1回当たり1,000円の助成、清瀬市は1回当たり2,000円の助成を行っているとのことであり、また立川市が令和2年10月から1回

当たり1,500円の助成を開始するとのことであります。

以上です。

○議長（中間建二君） ここで5分間休憩いたします。

午前 9時59分 休憩

午前10時 4分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○17番（木戸岡秀彦君） 御答弁ありがとうございました。

このインフルエンザの公費助成ですけれども、今後もコロナ禍により接種が増えていくものと思われます。インフルエンザの流行は医療費の増加にもつながります。学級閉鎖や自宅待機、また社会的な損失にもつながります。65歳以上の高齢者のインフルエンザ予防接種の助成に加え、子供の予防接種の助成に関して、日本一子育てしやすいまちづくりを掲げる東大和として、他市の例も参考にしながら、ぜひ検討をしていただきたいことを要望したいと思います。御答弁は結構です。

次に移りたいと思います。

民間団体との災害協定についてでありますけれども、先ほど種々御答弁いただきましたけれども、現在各民間団体との協定を締結していると思っておりますけれども、現在の協定数と実績事例があれば伺いをしたいと思います。

○総務部参事（東 栄一君） 協定数につきましては、近隣市など公的機関との協定を含めた総数で申し上げますと、現在78の協定を締結してございます。

実績事例といたしましては、昨年の台風19号の際に蔵敷地区で土砂崩れが発生いたしました。この応急対応につきましては、災害時における道路施設等の応急対策業務に関する協定に基づきまして、協定先の東大和建設同友会に応急対策を依頼し実施したところでございます。

なお、毎年のお大雪による積雪の除雪作業につきましても、この災害協定に基づき実施しているところでございます。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） やはり協定を結ぶことによって様々な利点があるのではないかとということで今お聞きをさせていただきました。

続いて、行政書士会との協定についてでありますけれども、私も行政書士会からも様々な要望を受けておりますけれども、令和2年度中に、協定に向けて調整を進めているということですが、詳細が分かれば伺いをしたいと思います。

○総務部参事（東 栄一君） 東京都行政書士会立川支部の方々と昨年度の暮れに一度お会いして、今年度に入ってから協定の協議をするということで進めておりましたけれども、この新型コロナ対策の関係で現時点でまだ着手できてないという状況でございます。できる限り今年度中の協定に向けて事務を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） 現状ではコロナ禍が続くと思われますので、ぜひ工夫をしながら早期に進められるようによろしくお伺いをしたいと思います。

続きまして、4点目、公共施設のトイレの整備についてお伺いをしたいと思います。

公共施設のトイレに関しては、主に市民体育館が12基、中央図書館が2基、新堀地区会館が1基、上北台市民センターが1基、小学校が118基、中学校が19基ということでこの6年間に設置したということでありましたけれども、ここに関して、小中学校に設置した洋式トイレについてでありますけれども、1校当たりの設置数についてお伺いをしたいと思います。

○**建築課長（中橋 健君）** まず小学校につきましては、校舎の洋式トイレ、1校当たり平均いたしまして27.9基でございます。そういった中で、児童数の多い学校、例えば二小では41基取り付けております。また八小では37基です。十小につきましては28基となっておりますのでございます。

続きまして、中学校でございますが、中学校につきましては同じように平均しまして1校当たり16.4基でございます。その中で生徒数の多い学校、四中でございますが、こちらは現状16基でございますが、現在洋式化を10基プラスして設置しておりますので、合計26基という形になるかと思っております。

以上でございます。

○**17番（木戸岡秀彦君）** ありがとうございます。

ちょっと前後して申し訳ございません。聞き漏れがございまして、現実、先ほど主にこの6年間で洋式トイレを設置したということですが、そのほかに設置した施設があるのか確認をしたいと思います。

○**社会教育課長（高田匡章君）** その他の公共施設ということですが、平成30年度、桜が丘市民広場の管理事務所の建て替えに併せまして洋式トイレを5基設置いたしました。

以上でございます。

○**環境課長（下村和郎君）** 平成30年度に狭山緑地管理事務所を新築した際に洋式トイレ3基を新たに設置しております。また、平成29年度に東大和市駅前広場の男女各1基、それから31年度に玉川上水駅前広場の男女各1基をそれぞれ洋式化いたしました。

以上でございます。

○**17番（木戸岡秀彦君）** ありがとうございます。

では、すみません、小中学校のトイレについてでありますけれども、これに関して、洋式の設置目標についてはどのように考えているのかお伺いをしたいと思います。

○**建築課長（中橋 健君）** 学校につきましては、設置目標としましては当初約50%、小中学校全体で50%を目指していくということで、この中学校の現在工事しておりますけれども、こちらの工事が完了しますとこの50%を達成することになります。

ただ、洋式化については現状にとどまらず、将来に向けてさらなる向上を図りたいと考えているところでございます。その中でも、他市の動向や学校の要望なども踏まえて今後検討していく必要があると認識しているところでございます。

以上です。

○**17番（木戸岡秀彦君）** ありがとうございます。

この洋式化率は当初の目標は50%ということですが、これに関しては学校の児童・生徒についてばらつきがあります。先ほどの答弁で小学校1校の平均は27.9基ということでしたが、児童数の多い二小は41基、八小は37基、また市内で一番児童数が多い十小に関しては28基ということで平均水準になっております。この学校に関しては、実際に今三小、九小と比べると倍以上の人数になりますけれども、また中学校に関して

も四中も生徒数が多い。この児童・生徒の人数の割合で検討する必要があると思いますけれども、これについてはいかがでしょうか。

○**建築課長（中橋 健君）** 今回の洋式化の事業につきましては、小学校におきましては各学年、1年生が使用する場所を優先いたしました。また、中学校では学校の要望を聞きながら優先して、各学校10基の同数で設置してまいりました。そのため、児童・生徒数の割合で設置はしていない現状であります。

児童・生徒数が多い学校への今後の増設の検討でございますが、トイレの課題は洋式化のみならず、配管や床、壁、天井などトイレ全体の環境の改善が必要であると認識しておりますことから、今後計画いたします長寿命化改修など、大規模な工事のタイミングで併せてさらなる洋式化についても検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○**17番（木戸岡秀彦君）** 昨日も全員協議会で長寿命化ということで、洋式化の整備が進むと思いますけれども、現段階でもかなりの生徒数の差がありますので、特に十小に関しては28基ということでもかなり基数的には少ない状況でありますので、また情報を聞きながら検討していただきたいと思っておりますので、よろしくお伺いをしたいと思います。

続いて、3番目の避難所、近年自然災害が発生する状況から避難所開設が増えるということが予想されておりますけれども、これに関して、避難所となる施設に関してですけれども、学校の体育館についての和式、洋式の状況をお伺いをしたいと思います。

○**建築課長（中橋 健君）** 学校の体育館の状況でございますが、小学校におきましては合計、洋式便器は11基ついております。和式便器は17基設置されております。中学校におきましては、洋式便器は20基ついておりまして、和式便器は現状全て改修され、ございません。

以上です。

○**17番（木戸岡秀彦君）** ありがとうございます。

避難所となる学校とか公民館含めて、洋式が設置されていない施設はあるのかどうかお伺いをしたいと思います。

○**建築課長（中橋 健君）** 小学校の体育館におきましては3校ございます。第三小学校、第九小学校、第十小学校で洋式が設置されておられません。

以上です。

○**中央公民館長（佐伯芳幸君）** 公民館におきましては、蔵敷公民館の男子トイレで洋式が設置されておられません。

以上でございます。

○**地域振興課長（石川正憲君）** 避難所となる市民センターにおいては、洋式が設置されていない施設はございません。

以上でございます。

○**17番（木戸岡秀彦君）** この洋式が設置していない場所について、設置の検討ですけれども、小学校の体育館については洋式は全校で11基ということでしたけれども、1つずつついていけば全てついていくわけですが、この三小、九小、十小がついていないと。またそういった部分では設置をする必要があると思っておりますけれども、その点についてお伺いをしたいと思います。

○**建築課長（中橋 健君）** 小学校の体育館におきましては、今申し上げたとおり学校によって和式が残っております。洋式化につきましてははまだばらつきがあるのが現状でございます。

しかし、いざというときは校舎内の洋式化もこちら進めておりますので、こういったところも使用可能でありますことから、そういったことも勘案しながら今後優先順位を見極め、引き続き洋式化に向けては検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○**17番（木戸岡秀彦君）** 先ほど蔵敷公民館もついてないということですが、これについてはいかがでしょうか。

○**中央公民館長（佐伯芳幸君）** 蔵敷公民館の男子トイレの和式から洋式へ改修することへの検討についてでございますが、和式トイレは利用者の足腰に負担がかかることや、一般家庭等で洋式トイレが多いことなどは認識しておりますが、今のところ要望は寄せられてないということから実施はしておりません。今後は蔵敷公民館の大規模改修等工事を実施する際に検討したいと考えております。

以上でございます。

○**17番（木戸岡秀彦君）** ぜひ改修時、当然避難所となるわけですから、今自然災害も増えておりますので、ぜひ検討をお願いをしたいと思います。

続きまして、和式トイレの手すりについてでありますけれども、避難所となる公民館、市民センターの各施設の和式トイレの手すりの設置状況についてお伺いをいたします。

○**中央公民館長（佐伯芳幸君）** 公民館における和式トイレへの手すりの設置状況でございますが、5館合計で28基中、狭山公民館のみ2か所設置してございます。

以上でございます。

○**地域振興課長（石川正憲君）** 各市民センター及び集会所における和式トイレの手すりの設置状況であります。奈良橋市民センターに3か所、向原市民センターに3か所、新堀地区会館に1か所、上北台市民センターに3か所の合計10か所となっております。桜が丘、南街市民センターについては手すりの設置がございません。

また、湖畔集会所、芋窪集会所、仲原集会所につきましては、和式のトイレ、それぞれ手すりを設置しております。

以上でございます。

○**17番（木戸岡秀彦君）** 先ほど公民館に関しては、狭山公民館で2か所ということでした。これに関してはほかの館にも設置をできないのかということと、私、市民から要望を聴いております玉川上水駅前及び桜が丘市民センターの和式のトイレ、利用者から手すりの設置の要望を聞いておりますけれども、この辺に含めて設置はできないのかお伺いをしたいと思います。

○**環境課長（下村和郎君）** 玉川上水駅前のトイレにつきましては、現在男性用に1基、女性用に2基の和式トイレが設置されておりますが、いずれも手すりがついておりませんので、まずは現地の状況を確認したいと考えております。

以上でございます。

○**地域振興課長（石川正憲君）** 桜が丘市民センターの和式トイレの設置につきましては、利用者からの要望も踏まえ、安全かつ有効な場所に手すりを設置が可能かどうか、トイレの個室の状況や構造等を確認していきたいと考えております。

また、南街市民センター、上北台市民センターにつきましては、公民館と複合館でありますことから、手すりの設置につきましては公民館と連携を図りながら対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中央公民館長（佐伯芳幸君） 公民館の手すりに関しましては、中央公民館、蔵敷公民館について市民からの要望は受けておりませんが、現状を確認したいと考えております。

また、南街、上北台公民館につきましては、市民センターとの複合館でありますことから、地域振興課と連携して対応してまいります。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） 構造上の問題もあると思いますけども、あまり費用もかからないと思いますので、ぜひこれに関しては、高齢者も公民館、市民センターは利用するわけですので、ぜひ検討していただきたいと思いますので、よろしく願いをしたいと思います。

続きまして、分譲マンションの適正管理への推進についてお伺いをしたいと思います。

まず初めに、今回東京都が管理状況届出制度ということで始まりましたけれども、この管理状況届出の状況についてお伺いしたいと思います。

○都市建設部副参事（梅山直人君） 管理状況届出制度の対象につきましては、昭和58年以前に建築された分譲マンションのうち、住戸数が6戸以上のものとされております。また、理由としましては、老朽マンションは管理上の課題を抱えるケースが多いことから、これらのマンションに対応するためであります。とりわけ、昭和58年の区分所有法改正前は、管理組合の設置に関する明確な規定が定められておらず、管理組合が設置されていないマンションは管理不全に陥るケースが特に多いと聞いております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

現在の市の管理状況届出の具体的な状況についてお伺いをしたいと思います。

○都市建設部副参事（梅山直人君） 当市における届出の対象となるマンションは39棟であり、令和2年8月21日時点での届出済マンションは16棟であります。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） 令和2年8月21日時点で23棟のマンションがまだ届出がないということですけども、これらのマンションについてはどのように対応するのかお伺いをしたいと思います。

○都市建設部副参事（梅山直人君） 届出期限が令和2年9月30日となっておりますことから、今後届出がなされるものと考えておりますが、期限を経過しても届出がないマンションに対しては、届出を行っていただくよう督促していきたいと考えております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） 督促ということですけども、実際に58年以前で状況は変わっていると思いますけれども、基本的に届出をするにはどこに届出をするのか。管理組合なのか、管理会社なのか、また状況によっては管理組合がないマンションもあると思いますけれども、どのように対応するのかお伺いをしたいと思います。

○都市建設部副参事（梅山直人君） 条例は東京都が制定していますが、事務の移管を受けているため、届出先は市になります。管理組合がないマンションや管理会社に委託していないマンションの有無については今回の届出により把握していくことになるため、現時点では把握しておりません。

また、仮に管理組合がないマンションがあった場合は、管理組合の設置について助言や支援などを行うとともに、管理会社に委託していないマンションに対しては、日常的な管理や定期的な修繕の状況などについて確認することになります。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） この管理状況届出制度により届出をされたマンションについては支援がされると聞いておりますけれども、どのような支援がされるのかお伺いをしたいと思います。

○都市建設部副参事（梅山直人君） 届出を行ったマンションの管理組合は、その管理状況に応じて、東京都によるマンション管理士などの専門家派遣を無料で受けられることとなっております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） 専門家派遣ですけれども、これは制限とか規定があるのでしょうか。

○都市建設部副参事（梅山直人君） 専門家派遣を無料で受けられる回数につきましては、届出を行った届出対象マンションは1回まで無料、届出を行ったマンションのうち管理組合がないなど管理不全の兆候のあるものは5回まで無料となっております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

続いて、東大和市は平成13年に実態調査を行ったわけですが、これはデータを蓄積しているということですが、現状の棟数、戸数、年数について何うとともに、改めて調査を実施する必要があると考えますけれども、市の見解を伺います。

○都市建設部副参事（梅山直人君） 令和2年3月31日時点において市内の分譲マンションの棟数は111棟、戸数は6,483戸と捉えております。建築年につきましては、1970年代以前が28棟、1980年代が33棟、1990年代が22棟、2000年以降が28棟と捉えております。

市としましては、まずは今回の管理状況届出制度を通じて管理不全に陥りやすいとされるマンションの実態を把握していきたいと考えており、現時点においては再度の実態調査を行う予定はございません。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） 再度の調査は行わないということですが、マンションが増える中で実態調査を行っている市が今増えてきております。平成13年に実施したということでもう19年近くたってるわけですので、ぜひこれに関しては周りの状況も、他市の状況も踏まえながら実態調査についてぜひ検討していただきたいと思っておりますので、よろしくお伺いをしたいと思います。

続いて、マンションの適正化管理についての課題についてでありますけれども、答弁では、高齢化による担い手不足、建て替えなどの合意形成の困難、また管理不全が課題であるという御答弁をいただきましたけれども、これらについての課題についてどう対処していくのかお伺いをしたいと思います。

○都市建設部副参事（梅山直人君） 戸建て住宅につきましては、所有者が自らの財産である住居を守るため、塗装や改修など自主的に維持管理に努めておりますが、マンションにつきましても基本的には同様と考えております。

したがって、マンションにつきましても、管理組合の担い手不足や合意形成などについて所有者が自ら自主的に取り組んでいく必要があると考えていますが、区分所有ということで、意思決定に関わる所有者が多いという特殊性がありますので、そういった面についてはマンション管理士による支援など、東京都と連携し

た取組を検討してまいります。

以上でございます。

- 17番（木戸岡秀彦君） 課題は今後増えてくるとは思いますけれども、ぜひこういうことを踏まえるとやっぱり調査が必要ではないかと私は思いますけれども、その部分ではしっかり調査に向けてぜひ検討をお願いをしたいと思います。

続いて、各自治体ではマンションに対して管理セミナーとか管理組合の支援を行っていると聞いておりますけれども、当市でもセミナーなどを実施する必要があると思いますけれども、いかがでしょうか。

- 都市建設部副参事（梅山直人君） 令和元年度において、多摩26市では八王子市や町田市などで分譲マンション管理セミナーを開催していると聞いております。それらの市と比較し当市の分譲マンション棟数は少ないことから、現時点においては市で独自にセミナーを開催する予定はありませんが、今後適正管理に向けた支援を検討する場合には他市の取組などを参考にしたいと考えております。

また、東京都ではマンションの管理適正化や耐震化に関するセミナー、講演会などを定期的に行っておりますことから、それらの情報につきましては引き続き市報やホームページなどで適時適切に周知を図りたいと考えております。

以上でございます。

- 17番（木戸岡秀彦君） 東大和市としては分譲マンションも増えてきておりまして、そういった意味ではかなり管理組合とか居住者に対してそういった部分でのセミナーとかやはり広報するということが大事だと思いますので、また最新情報がありましたらぜひ広報していただきたいと思いますので、よろしくをお願いしたいと思います。

また、東京都におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例の制定のこの背景には、建物の老朽化、また居住者の高齢化による管理不全が考えられます。

当市においても今後この2つの老いが考えられると思いますので、適正な管理に向けた市の取組に期待をしたいと思いますので、これは要望としたいと思います。よろしく願いをいたします。

最後、6点目に関してですけれども、受動喫煙及び路上喫煙対策の推進についてでありますけれども、実際東京都の条例が制定されましたけれども、具体的にどのような対策を講じてきたのか。令和元年11月に受動喫煙防止対策に関わる基本方針を策定したと。子供の受動喫煙防止策の優先、公共施設内の全面禁煙、公共施設の施設内の原則禁煙、屋外喫煙のルール化、4点挙げておりましたけれども、新たに屋外に公衆喫煙所6か所が設置をされましたけれども、その効果はどのようなものかお伺いをしたいと思います。

- 環境課長（下村和郎君） 新たに設置した屋外公衆喫煙所の効果についてでございますが、いずれも壁で囲まれて、かつ天井が開放されたパーティション型というタイプでございまして、喫煙所を囲う壁の高さを2メートル以上確保するなど、厚生労働省が定めます屋外分煙施設の技術的留意事項を遵守したものを設置いたしました。これまでよりも煙や臭いが周囲に与える影響が抑えられておりますので、一定の効果はあるものと認識しております。

以上でございます。

- 17番（木戸岡秀彦君） 分かりました。

続いて、市民からの要望についてですけれども、これは私も直接聴いておりますけれども、多くの意見が寄せられているということでありました。

これは当市独自の条例制定についてどのように取り組んでいくのかということですが、条例においての目的と規制する事項を十分見極めた上で制定に取り組んでいくということでしたけれども、これに関しては具体的にはどのように取り組んでいくのでしょうか。

○環境部長（松本幹男君） 条例の制定でございますが、制定に当たりまして、制定後の実効性をどのように確保していくのかというのは、そこが一番大きな課題というふうに今認識しております。国の法律の改正、あと東京都の受動喫煙防止条例の制定、これらを受けまして、多摩地区各市の状況も既存の条例等を見直しているという部分がございますので、当市におきましてはその他市状況をまずは収集して、それらを基に当市に合った規制すべき内容、どこまで、どの程度罰則等も市として考えていくか、その辺の課題の整理を進めていきたいというふうに現在考えております。

基本的に、その条例をつくるということに関しましては、先ほどの市長答弁の中で、昨年策定いたしました基本方針の4つの柱、こちらの4つの柱の4番目のところの屋外喫煙のルール化というのがございますので、そのところでは、市としてはこの必要性は当然に認識してるところでございますので、課題の整理を早急に進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○17番（木戸岡秀彦君） 今、部長の答弁で、この4つのルール化についてですけれども、実はこれに関しては路上喫煙の防止については触れられていないんですね。現状このコロナ禍によって駅に向かう人も少なくなっている状況ですけども、実際には駅周辺、まだ植栽箇所にはポイ捨てとか、そういうのがかなり見受けられております。私が平成30年の4回の定例会で質問したときに、26市中実際21市が制定をしたということで、もうそれ以降2市増えております。

実はどのような対策を取ってるのか、やっぱり路上喫煙防止に対するものがかなり多いわけですけども、私はこの路上喫煙防止をしているところの各市、幾つか行ってまいりました。特に地域を指定されて禁止区域ということでありましたけども、立川、武蔵野、国分寺周辺等も駅周辺を歩いてみました。やはりそういった意味ではいろいろ様々な看板等も含めて、路上喫煙禁止、ポイ捨て禁止ということで分かりやすいように表示してある部分で、やはり少なくなってきたのかなと思います。

一つの例を挙げますと、八王子市は平成30年までに年7回、実態調査を行いました。路上喫煙をしている人、時間帯を決めて。これを規制してから大幅にポイ捨てとか路上喫煙をしている人が格段に下がってきてるわけですね。そういった意味では、ただ単にこういった4つの項目に加えて、やっぱり路上喫煙禁止ということを進めていただきたいなと思います。

これに関してですけれども、今現状、制定時期についてはどのように考えているのか、検討されているのかお伺いをしたいと思います。

○環境部長（松本幹男君） 制定の時期でございますが、今ここで具体的な時期を申し上げたいんですが、なかなかそこが難しいということがございます。

ただ、先ほども答弁させていただきましたように、4本の方針の4番目の屋外喫煙のルール化、ここの中で市で条例等を設けていこう、策定していこうという市の大きい考え方が決まっておりますので、そのところが担当しています私どもの部署としまして、条例化というところにまでこぎ着けてないという部分でございますので、具体的な時期は申し上げられなくて大変恐縮でございますが、ただその必要性は、今、議員から御紹介もありましたように、望まない喫煙ばかりを防ぐばかりでなくて、まちの美化とかポイ捨て禁止というところ

ろにも寄与する内容にすべきであろうというふうに考えておりますので、そこをトータルで考えまして早急に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○17番（木戸岡秀彦君） これに関してはぜひ早めに進めていただきたいと思います。私も各市を回りながら見てみると、やはり差が歴然です。そういった意味では、担当部署としてもそういった部分での他市の例を確認をぜひしていただきたいと思います。

たまたま1つ面白い例があったのが、東村山市の市道で、市で取り付けた看板で、たばこの吸い殻捨てる人嫌われますという、そういう看板が市としてありましたけども、これは一つの例ですけども、やはり皆さんそういった環境に関しても関心がありますし、そういった面で歩いててやはりごみとかたばこが捨ててあるとやはりいい気分でもありませんし、やはり東大和市は環境が整備されてるな、きれいだなと思われるように、ぜひこの条例制定に向けて取り組んでいただきたいことを重ねて要望して、私の一般質問を終了させていただきます。

御答弁ありがとうございました。

○議長（中間建二君） 以上で、木戸岡秀彦議員の一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時38分 休憩

午前10時48分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 木 下 富 雄 君

○議長（中間建二君） 次に、10番、木下富雄議員を指名いたします。

〔10番 木下富雄君 登壇〕

○10番（木下富雄君） 議席番号10番、自由民主党、木下富雄です。令和2年第3回定例会におきまして、通告に従いまして一般質問をいたします。

1、コロナ禍社会における東大和市の現状についてお聞きします。

①といたしまして、第二波、第三波の新型コロナウイルス感染症拡大に備えた当市の体制についてお伺いいたします。

②といたしまして、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う市内のごみの排出量の推移についてお伺いいたします。

2、東大和市の農業の現状と展望についてお伺いいたします。

①といたしまして、特定生産緑地の現在の申請状況はどのようになっているのかお伺いいたします。

②といたしまして、新型コロナ感染症拡大による農業者への影響と支援策等についてお伺いいたします。

壇上での質問は以上でございます。

再質問につきましては、御答弁を踏まえて自席で行わせていただきますので、よろしくお伺いいたします。

〔10番 木下富雄君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、新型コロナウイルス感染症に対する市の体制についてであります。市では、令和2年2月20日に新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、これまでに19回の会議を開催し、新型コロナウイルスに関する情報共有、市の対策について協議を行っております。

この本部会議におきましては、国や東京都の対応を確認するとともに、新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るための基本方針や公共施設及びイベント等の段階的再開などを決定し、市民の皆様へ情報提供をしております。引き続き、東京都と連携し適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染拡大に伴うごみの排出量の推移についてであります。新型コロナウイルス感染拡大の防止に伴い市民の皆様の在宅時間は増加している影響などもあり、廃棄物の排出量は令和2年2月以降増加傾向にあります。

令和2年度に入ってから直近実績値までの排出量の推移は、可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみの合計で4月は1,301トン、5月は1,455トン、6月は1,482トン、7月は約1,412トンになっております。

次に、特定生産緑地の指定申請の状況についてであります。1回目として令和2年6月に特定生産緑地の指定を希望する所有者から申請を受け付けたところ、件数及び面積ともに対象全体の約7割の申請を受け付けたところであります。

次に、新型コロナウイルス感染症感染拡大による農業者への影響と支援策等についてであります。新型コロナウイルスの感染拡大に対応する緊急事態宣言によります農産物直売所等の販路の制限や、小中学校の休校によります学校給食への供給停止など売上げへの影響があったと認識しております。

また、農業者支援といたしましては、国や東京都の補助金等に関する説明を含めまして、窓口における相談体制を整えて対応しているところであります。

以上です。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○10番（木下富雄君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、順次再質問をさせていただきます。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症対策本部にて、国や都と連携し最新の情報を取り入れ対応しているとのことですが、昨日の東京都の新規感染者が170人、直近3日間で連続100人台と感染者は増加の傾向にあり、また陽性者のうち感染経路が不明な方の割合も非常に多くなっております。誰もが感染する可能性が拡大している状況を踏まえ、東大和市の業務体制として、これまでの経過も含めどのような対策を行うのか確認させていただきたいです。

○健康課長（志村明子君） 市では、東大和市事業継続計画新型インフルエンザ編を平成30年1月に策定しております。今回の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策におきましても、この事業継続計画を基本としております。

この事業継続計画は、国のガイドラインなどを基本としていることから、職員の欠勤率を40%として策定しております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症対策においては、職員の感染及び濃厚接触者の設定などにより職場の閉鎖もあり得ることから、各部署における優先業務の洗い出しを行っております。

以上です。

○10番（木下富雄君） 優先業務の洗い出しを行っているとのことですが、どのような視点、条件で行ったのか具体的に教えてください。

○健康課長（志村明子君） 優先業務の洗い出しの条件などの設定等についてであります。各課において全職員が出勤停止となっても、法令や市民の生命・財産などを守る必要性から実施を継続する必要がある業務について主に整理しました。

以上です。

○10番（木下富雄君） 実施を継続する必要がある業務についての優先業務の洗い出しはどのような結果になったのか、改めてお聞かせください。

○健康課長（志村明子君） 洗い出しでは、法令や市民の生命・財産などを守る必要性から実施を継続する業務として、合計173の業務が抽出されました。その内訳としましては、新規に発生する業務は46事業、継続して行うものは78事業、縮小して行うものは49事業となりました。

業務を継続していくためのマニュアル等につきましては各所管において作成し、職員の新型コロナウイルス感染症の発生に備えることとしております。

以上です。

○10番（木下富雄君） 御説明ありがとうございました。

非常時におきましては、過去の教訓からも想定外ということが常々起こるものでございます。マニュアルを生かしながらも、各部署が機転を利かせ、市民がいかなる状況の下にあっても日常の生活が送れるよう支えていただけるものと私は確信しております。これは要望でよろしくお願いたします。

続きまして、次の項目に再質問を移らさせていただきます。

市長の御答弁において、ごみの量が増加傾向にあることが分かりました。本年2月以降、新型コロナウイルス感染拡大に備えた市民の在宅時間の増加などが挙げられると市長から御答弁をいただきましたが、小平・村山・大和衛生組合を組織する他の2市の状況はどのようになっているのか御説明ください。

○ごみ対策課長（中山 仁君） 東大和市におきましては、令和2年4月から7月までの4か月間、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの合計排出量につきましては約5,650トンとなっております。前年同時期と比較しますと、これは350トンほど増えているという状況となっております。

同じ条件で小平市見ますと、約1,202トンほど増加という形となっております。武蔵村山市におきましても約258トンの増加となっております、2市ともやはり増加という形となっております。

以上でございます。

○10番（木下富雄君） ウィズコロナの社会におきましては、当市並びに近隣市でもごみの排出量が増加していることが大変よく分かりました。

新型コロナウイルスに関しましては、医療従事者をはじめとするエッセンシャルワーカーの皆様の頑張りに敬意を表するところではあります。コロナ禍の中にあっても、全市民が日々排出する廃棄物を滞らせることなく通常どおり業務を遂行している東大和市清掃事業協同組合の活躍も忘れてはいけないものだと考えております。

今まであまり日の当たってこなかったこの業務が今回多くの市民に感謝されているものと認識しておりますが、市の認識はいかがでしょうか。

○環境部長（松本幹男君） 東大和市清掃事業協同組合においては、このごみの排出量が多くなっている状況に加えまして、現在気温もかなり上がっているこの猛暑の中、熱中症への危険も抱えながら日々戸別収集を円滑に実施していただいているという状況でございます。

市としましては、実際に収集作業に従事いたします清掃事業協同組合の従業員の皆様に大変感謝をしてるところでございます。

また、このことにつきましては、市ばかりではなくて、この間、多くの市民の方からも感謝やお礼の手紙等も数多くいただいているところもございます。そこにつきましては、現在ごみ分別アプリや市の公式ホームページのほう、こちらのほうにも掲載をさせていただいているところでございます。

以上です。

○10番(木下富雄君) 私も近所の皆様から感謝の声を聞いていて、私も大変感謝しております。

また先ほど、今年に入ってからごみの排出量の御答弁があり、小平・村山・大和衛生組合組織市3市は、それぞれごみの排出量が増加していることは分かりました。

資源物を含めた中ではどのような状況にあるのか、再度お伺いいたします。

○ごみ対策課長(中山 仁君) 可燃ごみ、不燃ごみ、また粗大ごみにつきましては3市とも増加している傾向ということでございます。また、資源物であります、容器包装プラスチック及びペットボトルを含めた廃棄物排出量は、これも増加という形になってございます。

しかし、当市の場合におきましては、セブーンイレブンをはじめとした形でリサイクル協力店への排出につきましては市民の皆様のご協力を物すごく大きくいただいております。その関係もありまして、特にペットボトルだけは、今東大和市、微増という形で推移しているところでございます。

以上でございます。

○10番(木下富雄君) ただいまの御答弁にありましたリサイクル協力店は、いずれの事業者も協力を得た中で運営されていると思いますが、中でもセブーンイレブনにつきましては、昨年市から配付いただきました資料によりますと、集まったペットボトルの収集・運搬を東大和市清掃事業協同組合が社会貢献として取り組むとなっておりますが、事業の協力内容について改めてお聞かせください。

○ごみ対策課長(中山 仁君) 東大和市内には今、現時点でセブーンイレブンの店舗が14店舗ございます。この14店舗、東大和市清掃事業協同組合各社が分担をしまして、毎週月曜日から金曜日までのこの5日間、1日1回の収集・運搬を行うことを無償で今行っているということでございます。

また、そのペットボトル、こちら自動回収機で使用いたします収集用の内袋、機械の中に入れる内袋になりますが、こちら収集と同時に各店舗に配付をするということも併せて行っているところでございます。

以上でございます。

○10番(木下富雄君) この東大和市清掃事業協同組合の社会貢献事業については、ただいまの説明で大変よく分かりましたが、現在のこのコロナ禍の中にあつての取組についても再度教えてください。

○ごみ対策課長(中山 仁君) このコロナ禍におきましても、日々の行政での回収を行う傍ら、多くの市民の皆様が使用して排出していただいているセブーンイレブンの店舗へ排出したペットボトルの回収についても休むことなく行っているところでございます。

以上でございます。

○10番(木下富雄君) 日々の廃棄物収集と社会貢献事業の両者をコロナ禍にあつても遅滞することなく業務を実施している東大和市清掃事業協同組合では、従業員の誰一人としてコロナ感染を出さない努力を常々行っているものと推察されますが、そのあたりはいかがでしょうか。

○ごみ対策課長(中山 仁君) 東大和市清掃事業協同組合、この各社様々な取組をして、感染をしない、感染

をさせないということを念頭に置いた対策を講じております。

実施している内容といたしましては、従業員全員の接触機会を減らすということで時差出勤を導入すること、また事務室内の間仕切りを行う、また入室時検温を徹底する、そのようなことも行っております。

また、収集・運搬への対策としまして、従業員の万一の感染に備えまして、組合各社が連携した中で、他社の受持地区も収集が可能になるようにということで、相互扶助の観点から図上訓練まで行っていただいているというところでございます。

以上でございます。

○10番（木下富雄君） あらゆる管理を整えながら、日々エッセンシャルワーカーとして今なお頑張っている東大和市清掃事業協同組合へ感謝もしくは激励の言葉を市からお願いすることはできるでしょうか。

○副市長（小島昇公君） まず新型コロナウイルス感染症への感染リスクがある中、清掃事業組合をはじめとする医療、福祉、そして小売、販売、公共交通機関、物流、衛生など幅広く市民生活を維持するために、その支えとなり御尽力をいただいておりますエッセンシャルワーカーの皆様に対しまして、心より感謝と御礼を申し上げる次第でございます。

新型コロナウイルス感染症に関しましては、いまだその収束が見えないという状況でございます。市といたしましては、引き続き新型コロナウイルスから市民の皆様の生命や健康を守ることを最優先に、全力で行政運営を行ってまいりますので、引き続きエッセンシャルワーカーの皆様におかれましては、市民生活の維持のためにお力添えを賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。本当にありがとうございます。

以上でございます。

○10番（木下富雄君） 温かいお言葉をいただきましてありがとうございました。私も一市民として、エッセンシャルワーカーの皆様には感謝を申し上げる次第であります。

それでは、次項の再質問に移らせていただきます。

東大和市の農業の現状と展望について再質問いたします。

まず、特定生産緑地についてお伺いいたします。

市長の御答弁では、全体の約7割について特定生産緑地の指定申請を受け付けたということですが、改めまして、対象となる全体の件数及び面積、そのうち申請を受け付けた件数及び面積をお伺いいたします。

○都市計画課長（神山 尚君） 申請の対象となる件数は全体で150件ございまして、そのうちの103件について受付を終えたところでございます。これは面積ベースで捉えますと、対象となる面積は全体で約28.2ヘクタール、このうち約19.7ヘクタールについて受付を終えております。

以上でございます。

○10番（木下富雄君） 生産緑地につきましては、いわゆる2022年問題ということで、2022年に指定から30年が経過し、多くの生産緑地が宅地などへ土地利用の転換が図られる可能性があります。これらの生産緑地を保全していくためには、極力多くの生産緑地を特定生産緑地にしていくことが最善の策であると考えます。

全ての生産緑地が特定生産緑地に移行することが望ましいと考えておりますが、市としては最終的にどれぐらいの申請を望んでいるのでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） 令和元年10月に生産緑地の所有者にアンケート調査を実施しておりますが、その中で特定生産緑地に指定する意向を聞いております。

その結果でございますけれども、共有者も含めて152人に調査票を送付したところ、回答のあった145人のうち、

全ての生産緑地を特定生産緑地に指定するという方が全体の64%いらっしゃいます。また、指定の考えはありますが、どの農地を指定するか検討中という方が13%となっております。これらを合計いたしますと、77%の方が何らかの形で指定の意向を示しております。また、指定するかどうか検討中という方が全体の16%おりましたことから、仮にこの半分、8%の方に指定していただきますと、全体の85%の方が指定申請するということになります。

このようなことから、市といたしましては現時点で8割、120件を超える方からの申請を見込んでいるところでございます。

以上です。

○10番（木下富雄君） ただいまの御答弁から、多くの方が第1回目で申請を済ませているということになりますが、現時点で申請が出てない方が3割程度、面積にして8.5ヘクタールほどあります。これらを申請で考えていただくには、少なからずお時間もかかると思います。申請が9割、10割と上積みされるためには、今後申請の機会の確保が重要であると考えます。

そこで改めてお伺いいたしますが、申請の機会はあと何回ぐらいあるのでしょうか。また、指定の期限についても併せてお聞かせください。

○都市計画課長（神山 尚君） 最初に、申請の機会といたしましては令和3年度にもう一回申請受付を行いたいと考えております。

次に、指定の期限でございますが、平成4年11月に生産緑地地区に指定した農地については、そこから30年が経過します令和4年11月に指定の期限を迎えるということになります。

以上です。

○10番（木下富雄君） 来年度にもう一回指定申請を受け付けるとのことで、よろしくお伺いいたします。ぎりぎりまで悩んでいる方が申請することも考えられます。そのような方にも申請の機会が確保されるよう、できるだけ多くの申請、受付の機会を設定していただけることを要望いたしまして、次の項目に移ります。

次に、新型コロナウイルス感染拡大による農業者への影響についてお伺いいたします。

現在、農産物直売所については市役所内と東大和市駅前の2か所があります。緊急事態宣言下において、市役所内は販売時期ではありませんでしたが、東大和市駅前販売を休止せざるを得なくなりました。結果的に売上げに影響が生じたこととなったわけですが、販路について、市といたしましてはどのように対応されたのかお伺いいたします。

○産業振興課長（小川 泉君） 農産物の販路に関する対応についてであります。

まず、市役所内におきましては、緊急事態宣言解除後となりますが、来庁者等への感染拡大を防止するため、市役所中庭のピロティーにおける直売であるとか北側玄関付近での直売など、天候等を判断しつつ屋外で販売ができるよう調整を図ってまいりました。

また、東大和市駅前では、緊急事態宣言に伴い農産物の直売が行えなくなり、東大和市農産物直売所運営委員会から新たな販路開拓に関する相談がございましたので、市内の大型マンションの管理組合へ協力を求める働きかけを行っております。管理組合では、複数回の理事会で協議していただきまして、不定期ではありますが、今年の秋からマンションの敷地内での直売を実施していただくこととなっております。

以上でございます。

○10番（木下富雄君） 臨機応変な対応をしていただき、成長を調節することのできない市内産野菜の販路を

いろいろ思考していただいたことは、市内農業者の皆様も大変感謝していることと思います。ありがとうございました。今回のような調整を引き続きお願いしたいと思います。

次に、農業者に対する支援については窓口の相談体制を整えているとのことでしたが、具体的にはどのような相談があったのかお伺いいたします。

○産業振興課長（小川 泉君） 農業者からの相談についてであります。1件のみとなっております。相談内容は、国の持続化給付金に関するものであり、該当要件の詳細が知りたいというものでございました。

市では、農商工業に関する支援策の相談体制といたしまして、東京都の中小企業診断士の派遣支援事業を5月7日から7月末まで活用しており、この都の派遣支援は終了してしまいましたが、9月7日から新たに国におきます中小企業診断士の派遣支援事業を活用した相談体制を整える予定となっております。

なお、この派遣期間でございますが、令和3年1月末までの予定となっております。市の公式ホームページ等におきまして周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○10番（木下富雄君） 御説明ありがとうございました。

いまだ先が見えず、皆不安を抱えた中で、相談窓口の存在はまさに希望の一筋の光のような存在でございます。給付金関係などの申請手続には煩雑で分かりづらいものもありますので、市民の皆様、申請者の皆様などに対するきめ細かいナビゲートを引き続きお願いいたしまして、私のコロナ禍での一般質問とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（中間建二君） 以上で、木下富雄議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 根 岸 聡 彦 君

○議長（中間建二君） 次に、9番、根岸聡彦議員を指名いたします。

[9 番 根岸聡彦君 登壇]

○9番（根岸聡彦君） 議席番号9番、自由民主党の根岸聡彦です。通告に従い一般質問をさせていただきます。今回は、学校教育について質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症がニュースを騒がせるようになって半年以上が経過し、3月2日から全国の小中学校が一斉休校となり、東大和市では6月1日から登校が始まりました。

この間、教育委員会としては、学力維持のために課題を児童・生徒に配付するなど様々な対応を取られてきたと認識しております。また、学校が再開した6月1日以降もソーシャルディスタンスに気をつけ、マスクの着用、ドアノブや手すり、スイッチの消毒等、様々なところに気を配りながら新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努めてきたと理解しております。

今回そういった状況を鑑みながら、ウィズコロナの環境下における学校教育の現状と今後について、行政の考え等をお聞かせいただければと思います。

①市内小中学校における新型コロナウイルス感染症対策について。

アとして、教職員や児童・生徒に対する感染防止策の現状は。

イとして、学習面と生活面双方において認識している課題と今後の展望は。

②第二次東大和市学校教育振興基本計画について。

アとして、新型コロナウイルス感染症が計画に与える影響は。

イとして、計画を遂行していく上で認識している課題と対策は。

③G I G Aスクールについて。

アとして、G I G Aスクール事業に対する市の認識は。

イとして、事業実施に向けた現在の状況及び今後のスケジュールは。

ウとして、事業に期待する目標や成果、それらの達成に向けて解決すべき課題は。

壇上での質問は以上でございますが、再質問につきましては、御答弁を踏まえ、自席にて行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

[9 番 根岸聡彦君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、市内小中学校における新型コロナウイルス感染症対策についてであります。小中学校におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う臨時休業を経て、6月より学校が再開されております。

各学校では、東大和市立小・中学校版感染症予防ガイドラインに基づき、児童・生徒の活動中に起こり得る感染のリスクを学習面や生活面など様々な観点から想定し、感染拡大防止対策に取り組んでいるところであります。今後も引き続き感染拡大防止対策に努めてまいります。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、第二次東大和市学校教育振興基本計画についてであります。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う国や東京都の事業の延期や学校の臨時休業等によりまして、令和2年度の取組等に影響があるものと認識しております。

計画の進行におきましては、これらの取組の影響に考慮しながら、引き続き各学校や家庭との連携を図り、学校教育の向上を図ってまいります。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、G I G Aスクールについてであります。学校教育におきましては情報化が進展する社会に対応するため、G I G Aスクール構想の実現に向けて、児童・生徒1人1台コンピューターをはじめとしたICT環境の整備が求められております。また、新型コロナウイルス感染症における対応としましても、G I G Aスクール構想の実現が急務であると認識しております。

市といたしましては、東大和市の未来を支える児童・生徒のICT環境を整備し、全ての子供たちの学びを保障してまいりたいと考えております。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） 学校教育についてであります。東大和市立小中学校における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策としましては、感染のリスクを低減するために学校運営上取るべき指針として、東大和市立小・中学校版感染症予防ガイドラインを作成しております。各学校におきましては、このガイドラインを基に、児童・生徒及び教職員の感染拡大防止対策を講じているところであります。

認識している課題と今後の展望についてであります。学習面におきましては、対策を講じてもおお感染のリスクが高い学習活動について、その指導方法などを検討していくことが課題であります。

生活面におきましては、毎朝自宅で検温を行う、風邪の症状が見られるときは無理に登校せず自宅で休養するなど、家庭と連携した指導の徹底を図っていくことが課題であります。

今後は、国や東京都の方針や感染状況を踏まえて適宜ガイドラインを改訂するとともに、学校と連携し感染拡大防止対策のさらなる徹底に努めてまいります。

次に、第二次東大和市学校教育振興基本計画についてであります。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の延期、国や東京都における学力に関する調査の中止、また学校の臨時休業など、様々な点において今年度の取組に影響があるものと認識しております。

計画を遂行していく上で課題と対応策についてであります。これらの取組の影響を考慮しながら適切に対処していくことが必要であると考えております。

引き続き、各学校や家庭と連携し、本計画の3つの柱であります生きる力の育成、学校の活性化、家庭、地域との連携を中心に、目標の達成に向けて各事業の進行に努めてまいります。

次に、GIGAスクールについてであります。新型コロナウイルス感染症拡大による臨時休業の長期化に伴い国におけるGIGAスクール構想が加速され、全ての児童・生徒の学びを保障できるICTを活用した学習環境の整備が求められています。児童・生徒1人1台コンピューターの学習環境を最大限に活用し、個別最適化された学びを実現してまいりたいと考えております。

GIGAスクール構想の実施に向けては、1人1台コンピューターの購入契約につきまして今議会で御承認をいただいたところであります。今後は情報通信ネットワーク環境整備の実施設計をはじめ、年度内の端末配備とネットワーク環境整備を目指してまいります。

GIGAスクール構想につきましては、デジタルコンテンツを活用した個別学習や互いの意見をリアルタイムで共有、比較、検討する協働学習など、コンピューターという新たなツールを積極的に活用した学習が可能となります。これらのことにより、これからの時代を生きる子供たち一人一人がICTを活用しながら、自己の資質や能力をよりよく磨いていくことを期待しております。

そのために、授業場面でどのように活用していくのか研究・検討を進めることや、家庭での活用についての方向性を明確にすることなどが今後の重要な課題であると認識しております。

以上でございます。

○議長（中間建二君） ここで5分間休憩いたします。

午前11時25分 休憩

午前11時30分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○9番（根岸聡彦君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問に入らせていただきます。

まず、コロナ対策関連であります。東大和市立小・中学校版感染症予防ガイドラインというものを読ませていただきましたが、非常に細かく対応策等が書かれておりまして感心をしていたところでございます。

その中で、教育活動実施上の留意点として、児童・生徒一人一人が新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識を身につけるとともに、という表記があるのですが、正しい知識というのは具体的にどのようなことを言うのでしょうか。また、各学校でどのような指導が行われているのか、そのあたりを詳細に教えていただけ

ますでしょうか。

○**学校教育部副参事（富田和己君）** 新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識と指導内容につきましては、いわゆる3密を避ける行動様式やマスクの着用などの咳エチケット、手洗い、不要不急の外出などを行わないことなどの重要性と、その具体的方法について指導するとともに、学校における日常生活の場面において教員が声をかけるなどしながら体験的に定着を図っているところであります。

以上です。

○**9番（根岸聡彦君）** そのガイドラインの中、感染症対策に留意した各教科等の指導で、音楽における室内で児童・生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏について記載がありましたが、先日のテレビ報道の中でフェースシールドを着用して歌を歌っている光景が流れていたのですが、東大和市としての音楽の授業への対応はどのようになっているのでしょうか。

○**学校教育部副参事（富田和己君）** 合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器の演奏につきましては、他の教育活動よりも感染リスクが高い活動であることから、十分な距離を保つとともに、対面とならないようにする配慮や、回数、時間を限定した活動にするなど感染リスクの低減を図ることを徹底しております。

以上です。

○**9番（根岸聡彦君）** また、熱中症対策との関連で、文科省は、ソーシャルディスタンスが取れていることを前提にマスクを外す指導をしているとのことですが、マスクを外しながらいる子が多くいるとの報道もなされておりました。この点についての指導はどのように行われているのでしょうか。

○**学校教育部副参事（富田和己君）** 熱中症対策としてのマスクの着用についての配慮であります。熱中症のリスクが想定される場合においては、人との距離を十分に保つことや近距離での会話を控えるように配慮することによりマスクを外しても大丈夫であることを指導しております。また、児童・生徒本人が暑さで苦しむと感じたときなどにはマスクを外したり、一時的に片耳だけかけて呼吸したりするなど、自身の判断でも適切に対応できるように指導しております。

以上です。

○**9番（根岸聡彦君）** 教職員の感染対策についてもガイドラインに沿って対応がなされていると拝察をいたしますが、教職員の中で実際に感染症の疑いが持たれた、あるいは濃厚接触者の可能性があるものとして実際にPCR検査を受けた事例等について、教育委員会としてはどこまで把握をしているのでしょうか。

○**学校教育部副参事（富田和己君）** 教職員の感染等に関する御質疑でございますが、現時点において感染または濃厚接触者として特定されたケースは把握しておりません。

なお、教職員の家族が濃厚接触者となったケースや、教職員が発熱等で大事を取って休んだケースなどがございました。

以上です。

○**9番（根岸聡彦君）** 先般、市内の児童での感染が報告をされましたが、ガイドラインでは、感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別の防止についてうたわれております。偏見や差別の防止については正しい知識を身につけさせることが重要であるとは承知しておりますが、教職員が正しい知識を身につけるためにどのような取組がなされているのでしょうか。

○**学校教育部副参事（富田和己君）** 新型コロナウイルス感染症に係る偏見や差別の防止についての教職員に対する取組についてでございますが、教育委員会では、国や東京都等の指導資料などを活用しながら、学校宛ての

通知の発出や、校長会、副校長会を通じて教職員が正しい知識を身につけ、学校組織として偏見や差別の防止を図る取組を行うことについて指導を重ねております。

以上です。

○9番（根岸聡彦君） 今後まだまだ感染者数の拡大が予想される中で、児童・生徒への感染が増加し、それに伴っていじめが起こることも考えられます。いじめ防止の観点、また、さきの質問に関連してではありますが、偏見や差別の防止という観点から、児童・生徒に対して正しい知識を身につけてもらうための取組としてどのようなことを行っているのでしょうか。学校を再開するに当たっての準備チェックリストにその記載がありますが、詳細な指導内容について教えてください。

○学校教育部副参事（富田和己君） 児童・生徒への指導は学校が行っているところから、先ほどの御質疑と重なるところがありますが、教育委員会としましては、学校宛ての通知の発出や校長会、副校長会を通じて学校組織として偏見や差別の防止を図る取組を行うことについて指導を行っております。

学校においては、国や東京都等の指導資料などを活用しながら、児童・生徒の発達段階に応じていじめ防止の授業を行うなど、具体的な指導を工夫しているところであります。また、全校朝会で校長が偏見や差別を生まない学校生活についての講話を行ったり、学校だよりや保護者会などにおいて保護者へ啓発するとともに、保護者からも児童・生徒へ働きかけを行っていただくよう御協力をお願いしたりしております。

以上です。

○9番（根岸聡彦君） ガイドラインの中の教育活動の再開に当たっての配慮事項の中で、教職員が児童・生徒の小さな変化を見逃さないようにするための取組を行うとありますが、小さな変化とは具体的にどのようなことを言うのでしょうか。また、その小さな変化が認められた児童・生徒に対してはどのようにケアをしていくのでしょうか。また、そういったケアに関して各家庭との連携体制がどのようになっているのか併せてお示しをお願いいたします。

○学校教育部副参事（富田和己君） 児童・生徒の小さな変化についてであります。変化の内容については多様であると考えられますが、例えば長期にわたる臨時休業の影響を受けて学習についていけるかという不安を抱えていたり、学校再開後におけるこれまでとは違う友達との接し方に戸惑い、ストレスを感じていたりすることなどを背景にして、何気ない言動の中に普段とは異なる様子が見られることなども小さな変化であると考えられるものであります。

小さな変化が見られた場合には、当該児童・生徒の状況について丁寧に観察を重ねるとともに、状況に応じて児童・生徒に声をかけたり、不安などがなく聞き取ったり、保護者に状況を伝え、家庭での変化の状況を把握したりすることなどが考えられます。

また、不安等により具体的な変化を把握することができた場合には、担任や養護教諭、スクールカウンセラーなどが相談に乗るなどしながらケアしていくものと想定をしております。

以上です。

○9番（根岸聡彦君） 新型コロナウイルス感染症を予防するためにガイドラインが作成され、そのガイドラインに沿った運用がされていると思うのですが、親御さんから大切なお子さんを預かっている先生方にとっては、非常に大きなストレスを感じながら日々の授業を行っているのではないかと推測をいたします。

教職員に対する心のケアとして、教育委員会ではどのような取組を行っているのでしょうか。

○学校教育部副参事（富田和己君） 新型コロナウイルスの影響として、校内の消毒作業をはじめとする新たな

業務が付加され、負担感やストレスなどを感じている教員がいるものと推察しております。

教育委員会としましては、教職員のケアにつながるよう、校長会等において児童・生徒のみならず教職員のストレスケアについても指導を行い、学校においては、教職員一人一人の業務遂行状況の把握と声かけ、一人で抱え込まず声を出しやすい職場の雰囲気づくりなどに努めているところであります。

以上です。

○9番（根岸聡彦君） 新型コロナウイルス感染症の東大和市第二次学校教育振興基本計画に対する影響について、こちらのほうに質問を移らせていただきたいと思いますが、教育長のほうから、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の延期、国や東京都における学力に関する調査の中止、また学校の臨時休業などで影響が出ると認識しているとの答弁がありました。具体的にどのような影響があると考えられているのか教えていただけますでしょうか。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 具体的には、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の延期につきましては、学ぶ、観る、する、支える、この4つのアクションを組み合わせて取組を行うこととしております。

このうち、今年度予定していた観るという点におきましてそれができないこと、また国や東京都における学力に関する調査が中止され、目標とする成果の指標が今年度についてはないこと、学校の臨時休業及び新型コロナウイルス感染症予防の観点から学校行事等を中止にしていることから、生きる力の育成や学校の活性化といった計画の柱の目標となる取組が一部行えないことなどがございます。

ただ、反対に、柱の一つであります学校の活性化の環境の整備につきましては、GIGAスクール構想の早期実現により、ICTを活用した教育活動の充実が加速できるものと考えております。

以上でございます。

○9番（根岸聡彦君） 今年の3月から小中学校が休校になったことで授業のカリキュラムの進め方にも様々な影響が出ているものと推察をするのですが、実際の教育現場から上がってきた声としてはどのようなものがあるのでしょうか。また、そういった声にどのような対応をしているのでしょうか。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 臨時休業における学校現場への影響についてでございますが、学校からは、約3か月間にわたる臨時休業による授業時間の不足や、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う教育活動や学校行事等の実施への対応等についての声をいただきました。

教育委員会といたしましては、夏季休業期間の短縮により授業時数の確保を図るとともに、東大和市立小・中学校版感染症予防ガイドラインによりまして教育活動や学校行事等の実施方法等について示すなどの対応を行ってまいりました。

以上でございます。

○9番（根岸聡彦君） 第二次学校教育振興基本計画では、生きる力の育成、学校の活性化、家庭、地域との連携を3つの柱としており、その中の各項目において2023年度までの指標が定められております。これら各指標に対して、新型コロナウイルス感染症が与える影響としてどのようなものがあると認識し、その対応策としてどのような手だてを講じているのか、また今後講じていこうとしているのでしょうか。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 今年度におきましては、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の延期、国や東京都における学力に関する調査の中止、学校行事等の中止などでございますが、本計画にしましては来年度以降も続く2023年度までの目標でありますことから、現時点におきましては大きく変更する必要はないと認識してございます。

以上でございます。

○9番（根岸聡彦君） 分かりました。

休校となっていた期間中、学校としては児童・生徒に対して様々な課題を与え、学力の低下を少しでも防ぐ取組を進めてこられたと思いますが、その取組に対して教育委員会としてはどのように評価をしているのでしょうか。また、各学校における対応の中で明らかになった課題としてはどのようなものがあり、対応策としてはどのようなことが考えられるでしょうか。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 臨時休業期間における取組についてでございますが、各学校におきましては、教材の配付やメール配信、ホームページ掲載等により家庭学習の課題について提示をいたしました。また、教育委員会において整備したオンライン学習のためのデジタル教材や動画配信が行える環境を活用しまして、家庭学習の充実を図ったところであります。

教育委員会といたしましては、長期にわたる臨時休業という状況の中ででき得る限りの対応を行ってきたと認識しております。

各学校における対応の中で明らかになった課題といたしましては、双方向のオンライン学習への取組が挙げられます。GIGAスクール構想における端末の導入後においては、1人1台コンピューターを活用することを想定してございます。

以上でございます。

○9番（根岸聡彦君） 休校中の児童・生徒の生活スタイルというのは各家庭において様々であると考えますが、対面で授業を行っていたときと比べて、各個人における学力格差が広がっているのではないかという声がいろいろな親御さんから上がってきております。

この点について教育委員会としての認識、その対応策について、また第二次学校教育振興基本計画に掲げた到達点との関連性において、そのお考えをお示しいただけますでしょうか。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 臨時休業期間中におきましては、児童・生徒と直接対面することができない状況において、個別の学習状況を十分に把握することが難しい状況であったと認識しております。

学校再開後におきましては、児童・生徒が家庭で取り組んだ学習の成果を適切に把握し、学習の定着が不十分である場合には個別の補習等を実施するなど学習の機会を保障する取組を行うことにより、学力格差を生まないように努めております。

第二次学校教育振興基本計画に掲げました目標や指標につきましては、現時点においては変更する必要はないと認識しておりますが、臨時休業における影響について把握する必要があると認識しております。

以上でございます。

○議長（中間建二君） ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時49分 休憩

午後 1時29分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○9番（根岸聡彦君） それでは、最後のGIGAスクールに関する質問のほうに移らせていただきたいと思います。

GIGAスクール構想の実施に向けて、6月定例会で補正予算が提出され、事業に関する予算12億1,300万

円が承認されましたが、この予算の詳細な使途について御説明いただけますでしょうか。

○学校教育部副参事（富田和己君） G I G Aスクール構想の予算の使途についてであります。校内ネットワーク構築工事費として、LAN工事費1億1,550万円、構築費1,320万円、保守費7,920万円、保管庫設置9,145万6,000円、アクセスポイント設置4,417万円、中継ハブ設置2,009万6,000円、その他機器費1,508万8,000円となっております。

また、端末等購入費として、端末本体2億9,164万5,000円、5年間保証費1億6,040万5,000円、ソフトウェア費1億4,798万5,000円、ハードウェア関連諸経費2億1,387万3,000円、教員用端末整備費1,397万5,000円となっております。

以上です。

○9番（根岸聡彦君） パソコンの購入につきましては、昨日の第63号議案の中で、導入する端末の台数は通常学級がWindows6,804台、特別支援学級がiPad115台となっております。購入の際、初期設定の短期化等、早期実施に向けてどのような工夫が図られる予定なのでしょうか。

○学校教育部副参事（富田和己君） コンピューターの設置等についてであります。端末の納入と併せてインターネット接続やソフトウェアのインストールなどの端末の設定作業も端末導入業者が行うことにより、効率的な導入を目指してまいります。

以上です。

○9番（根岸聡彦君） パソコンの管理につきましては、その端末の破損や滅失、ICT環境については故意による破損、滅失でなければ自己負担はないということでしたが、移動や引っ越し、それから停電等の不具合に即座に対応するために一定の余裕を持った台数を確保しておく必要があると思うのですが、そういった体制整備に関するその備えというのはどのようなになっているのでしょうか。

○学校教育部副参事（富田和己君） コンピューターやICT環境等の管理についてであります。予備の端末としてWindows端末100台、iPad端末15台を備え、コンピューターの破損等の不具合に早急に対応することができるように計画をしております。

以上です。

○9番（根岸聡彦君） 学校のICT環境の整備に当たりましては、相当なコストや時間がかかるため、効果的な導入を進めていく必要があると認識いたします。

この場合、教育委員会としては、ICT技術者の専門的な知見を生かした取組を行っているのでしょうか。また、G I G Aスクールサポーター配置支援事業といった国庫補助事業やICT化サポート事業者を紹介するICT活用教育アドバイザー事業といったものの活用をしているのでしょうか。市のお考えをお聞かせください。

○学校教育部副参事（富田和己君） ICT技術者の専門的な知見を生かした取組についてであります。国のICT活用教育アドバイザー事業やG I G Aスクールサポーター配置支援事業を活用した取組を行っております。

ICT活用教育アドバイザーにつきましては、ICT環境整備の仕様書作成に当たり、有識者より助言をいただいたところでもあります。また、G I G Aスクールサポーターにつきましては、教育委員会に1名の配置を考えており、現在人選を進めているところでもあります。

今後、G I G Aスクールサポーターを活用し、1人1台コンピューターの効果的な活用方法等に関する具体

的な検討を進めてまいります。

以上です。

○9番(根岸聡彦君) ぜひスムーズな運営ができるように準備を進めていただきたいと思います。

GIGAスクール構想に関しましては、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を活用して、学校ICT環境の整備のため市独自の事業を進めることも可能であると考えますが、市の対応はどのようなになっているのでしょうか。

○学校教育部副参事(富田和己君) 新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金の活用についてであります。これまでにおいても補正予算の審議を踏まえ、市としての活用を進めているところであります。

今後改めて国の交付金等が示された場合には、ICT環境のさらなる整備について検討してまいります。

以上です。

○9番(根岸聡彦君) ICTを活用したオンライン授業に関しましてはメリット、デメリットの双方があると考えますが、教育委員会として認識しているメリット、デメリットにはそれぞれどのようなものがあるのでしょうか。特にPCは学習用機材として貸与されるべきものとあると認識しており、利用できる範囲も限定的であるべきと考えますが、その点も併せて教育委員会の見解をお願いいたします。

○学校教育部副参事(富田和己君) ICTを活用したオンライン授業についてであります。メリットといたしましては、災害や感染症による臨時休業や長期休業中において、自宅にしながら授業に参加することが可能になるとともに、不登校児童・生徒が学校とつながるツールとしても期待できるものと考えております。デメリットといたしましては、教員と児童・生徒が対面で行う授業ではないことによる個別の学習状況の把握や学習評価の難しさ、セキュリティ対策、児童・生徒の情報モラルの育成などの課題があるものと認識しております。

以上です。

○9番(根岸聡彦君) その御認識をいただいているメリットを最大限活用し、一方でデメリットによる影響を最小限に抑えていくためにどのような手だてを講じる必要があるとお考えでしょうか。また、今後実施している取組にはどのようなものがあるのでしょうか。

○学校教育部副参事(富田和己君) ICTを活用したオンライン授業を効果的に行うに当たっては、全ての教員が授業動画の配信や双方向のオンライン授業等、ICTを活用できるようにすることが重要であると認識しております。

教員のICT活用状況等を踏まえ、今後、市内全ての教員に対する研修を実施するなどし、ICT活用のスキル向上を図ってまいります。

また、ドリル系アプリを活用することにより、個々の学習履歴を教員が把握し、評価することが可能となります。個別の学習支援により、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図ってまいります。

さらに、児童・生徒がこれまで以上にコンピューターを利用する機会が増えることが想定されることから、日常の授業から児童・生徒の情報モラルをはじめとする情報活用能力の育成を図ってまいります。

以上です。

○9番(根岸聡彦君) 事業実施に向けては、各家庭におけるICT環境の実態を把握し、確実な整備を行っていかねばならないと思いますが、どのような手だてを講じていこうとしているのでしょうか。また、本格スタートをいつからに設定をしているのかといった事業実施に向けたスケジュールはどのようなになっているで

しょうか。

○**学校教育部副参事（富田和己君）** 各家庭におけるICT環境につきましては、ICT端末をインターネットに接続するWi-Fi環境がない家庭等も一定数いるものと認識しております。具体的な対応については、今後、調査・研究してまいります。

事業実施に向けたスケジュールにつきましては、1人1台コンピューターの購入契約につきまして、今議会で御承認いただいたところであります。また、情報通信ネットワークの環境整備について、現在実施設計を進めているところであり、年内をめどに工事に着手できる予定であります。年度内に端末とネットワーク環境の整備を整え、令和3年4月からの活用を目指してまいります。

以上です。

○**9番（根岸聡彦君）** さきの質問と重複する部分もあるかと思いますが、GIGAスクール構想では、校内LANの整備、学習者用PC、学習と校務のクラウド化、ICTの活用といったことがポイントとして挙げられておりますが、それぞれのポイントごとに整備、準備あるいはその体制の構築等のスケジュールとも併せ、具体的かつ詳細に御説明をお願いできないでしょうか。

○**学校教育部副参事（富田和己君）** 校内LANの整備と学習者用コンピューターについてであります。先ほど答弁しましたとおり、年度内に端末とネットワーク環境の整備を整え、令和3年4月からの活用を目指してまいります。

学習と校務のクラウド化についてであります。GIGAスクール構想においては、ICT環境を具現化する上で、クラウドを活用することにより安全、安価かつ効率的に整備を行うことが可能であると示されており、コンピューターを導入するソフトウェアにつきましてもクラウドの活用を想定しております。

ICTの活用につきましては、効果的な活用方法につきまして、今後、具体的に検討してまいります。

以上です。

○**9番（根岸聡彦君）** ICTを活用したオンライン授業につきましては、先ほど御認識いただいているメリット、デメリットで述べていただきましたが、市民の方から、端末を通じての授業は児童・生徒における学力格差が広がってしまうのではないかという声も聞かれます。

授業というのは元来、教室において教師と児童・生徒が対面で行うというのが基本であり、そのことで児童・生徒に集中力を一定程度保つ効果があるものと考えているのですが、教育委員会としてICTを活用した授業に対する御認識、また学校教育の中での位置づけとしてはいかがお考えでしょうか。また、そういった点をもろもろ考慮した上でどのような対策を考えているのでしょうか。

○**学校教育部副参事（富田和己君）** GIGAスクール構想においては、まずは学校におけるICTを活用した学習を想定しております。これまで学校で行われてきた日常の授業に1人1台のコンピューターという新たなツールを積極的に取り入れることにより、児童・生徒の学習への興味関心や学習の意欲や態度の向上、デジタル資料等を活用することによる分かりやすい授業の構築など、これまでの学習をより豊かに発展させていくことができると認識しております。

しかしながら、今後は休業中等において家庭におけるオンライン授業も想定していく必要があることから、オンライン用の学習コンテンツの活用や学校からの動画配信、学校と家庭との双方向の学習などにより学習内容の定着を図ることなども想定していく必要があるものと認識しております。

以上です。

○9番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

児童・生徒に貸与するPCの使用に関しましては、PCはあくまでも学習用の教材であるという位置づけになると思います。PCの利用方法につきましては、メールの受発信の機能を持たせる予定でいるのかどうか、また、もし持たせるのであれば、その場合にウイルス対策をどのように指導するのか。そして、もし貸与したパソコンがウイルスに感染した場合の対応はどのようにしようとしているのか、教育委員会の考えをお聞かせください。

新型コロナウイルス感染症が収束する気配を見せない中、ワクチンが開発されて市場に出回るまでウィズコロナの対応を余儀なくされるとと思いますが、新しい生活様式の中での教育の在り方、手法も従来のものと形を変える必要が出てくると思われます。

そういった環境の中で、教育委員会はこのGIGAスクール事業に何を求め、どのように活用し、どのような成果を上げていこうとしているのでしょうか。

○学校教育部副参事（富田和己君） 1人1台コンピューターへの電子メールの設定についてであります、設定については技術的には可能であります、現時点では設定することは想定しておりません。

コンピューターウイルスに感染した場合の対応についてであります、感染させないことが最も重要であるという認識の下、セキュリティ対策としてアンチウイルスソフトを搭載し、感染防止を強化してまいります。

また、GIGAスクール構想においては、これまで行われてきた学習にコンピューターという新たなツールを積極的に取り入れることにより、従来の学習をより豊かに発展させていくことができると認識しております。そのために、1人1台コンピューターの学習環境と、これまで蓄積された教育実践との融合を図り、これからの時代を生きる子供たち一人一人の資質や能力を確実に向上させていくことを目指してまいります。

以上です。

○9番（根岸聡彦君） パソコンは調べものをする際に大きな効果を発揮することは理解しておりますが、インターネットのサイトの中には、児童・生徒の健全な育成のために不適切なサイトも多々あります。そういったサイトに行かないようにパソコンに制限をかけることも大切ではないかと考えるのですが、どのような対応を考えているのでしょうか。

○学校教育部副参事（富田和己君） インターネットの閲覧制限についてであります、1人1台コンピューターにはウェブの閲覧を制限するフィルタリングソフトを搭載する予定であります。端末自体にセキュリティ機能を装備しておりますので、学校と家庭のどちらの環境での活用においても同様のセキュリティレベルを保つことが可能となっております。

以上です。

○9番（根岸聡彦君） 最後になりますが、このような環境下におきまして、東大和市の学校教育はどのように方向性を見据え、ウィズコロナを受け入れながらどのように取り組んでいこうとしているのでしょうか。また、そこにICTを活用した教育がどのように生かされていくのか、そして新しい生活スタイルの中での今後の教育体制の在り方、児童・生徒の心身の健全な発達と学力の向上に向けどのような展望をお持ちなのか、教育委員会の御所見を伺わせていただければと思います。

○学校教育部長（田村美砂君） 東大和市の学校教育におきましては、議員がおっしゃいますとおり、今後はウィズコロナとして新しい生活様式を構築していくことが重要であると認識をしております。

そのための新型コロナウイルス感染予防や拡大防止といった行動様式を身につける、そしてGIGAスクー

ル構想の具現化などにより、東大和市の未来を支えるお子さんたちの学びを保障しながら、2023年度までの計画としております第二次東大和市学校教育振興基本計画の実現を目指し、学校教育の向上にこれからも取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○9番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

様々質問させていただきましたが、新型コロナウイルス感染症対策につきましてはぜひガイドラインに沿った対応をお願いしたいと思います。

児童・生徒に対しては、感染症に対する正しい知識を身につけてもらい、感染者が身近に出た場合、いじめに発展することがないように、しっかりと一人一人に注意を払い、適切な対応を取っていただくようお願いいたします。

第二次東大和市学校教育振興基本計画との関連におきましては、計画に見直しが必要であると認められた場合には、児童・生徒が無理なく知識の習得ができるよう臨機応変な対応をお願いしたいと思います。

そして、最後にGIGAスクール事業ですが、事前準備は大変な労力がかかるとは思いますが、ICT環境の整備や学校側、家庭側それぞれにおける受入体制がしっかりと整うよう確実な対応をお願いするとともに、児童・生徒の成長に大きな成果が認められる取組にさせていただくことを切に願い、今回の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（中間建二君） 以上で、根岸聡彦議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 床 鍋 義 博 君

○議長（中間建二君） 次に、21番、床鍋義博議員を指名いたします。

[21番 床鍋義博君 登壇]

○21番（床鍋義博君） 議席番号21番、やまとみどりの床鍋でございます。通告に従いまして一般質問を行います。

今回私が取り上げる問題は、地域猫対策についてでございます。

①として、地域猫対策における現状と認識を伺います。

②として、これまでの施策についての効果を伺います。

③として、他の自治体の取組についての市の認識と、モデルケースとするような取組があれば、どのようにして本市の施策に反映させているのかを伺います。

④として、昨年改正された動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の改正点について、市の施策への影響について伺います。

⑤として、地域猫対策についての人員体制及び市民の協力について伺います。

⑥として、市民への周知のための施策について伺います。

⑦として、地域猫について、市の考えるあるべき姿について伺います。

この場での質問は以上とし、再質問につきましては自席にて行います。よろしく願いいたします。

[21番 床鍋義博君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、地域猫対策の現状等についてであります。現在市では、飼い主のいない猫に対して不妊・去勢手術や餌やりなどを適切に行う地域猫活動に取り組んでいる市民の方々への支援を行っております。また、地域猫活動に対する理解や関心を高めるため、セミナーの開催や市報掲載による広報活動にも取り組んでおります。

地域猫対策につきましては、地域猫活動が猫を起因とする住民間のトラブルを防止し、良好な生活環境を保全するために大変重要な取組であると認識をしております。

次に、これまでの施策の効果についてであります。飼い主のいない猫の不妊・去勢手術の費用に対する助成の実施により、飼い主のいない猫の新たな発生が一定程度抑制されているものと認識しております。また、ボランティアの方々との連携により、問題の発生している地域への対応も徐々に進んでいるものと考えております。

次に、他の自治体の取組と施策への反映についてであります。先進自治体では、地域猫活動の担い手であり地域住民、ボランティア及び行政が適切な役割分担の下に連携し、活動が進められております。

当市におきましても、地域猫活動をより一層推進していくために、地域猫活動に対する認知度をさらに高め、活動の担い手を増やすことに努めているところであります。

次に、動物の愛護及び管理に関する法律の改正点の市の施策への影響についてであります。令和元年6月19日に公布されました動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律は、動物取扱業のさらなる適正化と動物の不適切な取扱いへの対応の強化の2点を柱とした改正内容となっており、一部を除いて令和2年6月1日から施行されております。

現時点におきましては、市の施策に対する影響としまして、動物の適正飼養のための規制と動物虐待に対する罰則が強化されたことに伴い、地域猫対策を含めた動物の愛護と適正な管理の推進が求められているものと認識しております。

次に、地域猫対策についての人員体制と市民の協力についてであります。所管部署であります環境部環境課環境公害係の人員体制は、環境・公害に関する事務全般に対して係長を1人、係員2人、非常勤職員2人となっており、この体制の中で地域猫対策についても従事しているところであります。また、御協力いただいている市民の方々であります。現在東京都の動物愛護推進員として活動されている方や、積極的に不妊・去勢手術等の活動に取り組まれている方々がおられます。

次に、市民への周知についてであります。現在は市報や市公式ホームページにおきまして飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費用助成を御案内しております。また、令和2年9月1日号の市報では、10月3日土曜日に開催を予定している第3回飼い主のいない猫対策セミナーの案内と、動物愛護週間に合わせて9月下旬に庁舎1階の市民ロビーで予定している地域猫活動パネル展の案内を掲載したところであります。

次に、地域猫のあるべき姿についてであります。地域猫活動に取り組むことにより飼い主のいない猫が適正に管理され、猫を起因とする住民間のトラブル等が発生しない状態をつくることであると考えております。

以上です。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○21番（床鍋義博君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、1番目の質問から再質問させていただきます。

まず最初に、地域猫活動に取り組んでいる市民に対しての支援をしているということでしたけども、支援の

具体例についてお聞かせください。

○環境課長（下村和郎君） 現在市で行っております支援の具体例といたしまして、飼い主のいない猫への不妊・去勢手術費用に対する助成、飼い主のいない猫への不妊・去勢手術用の捕獲器の貸出し、また地域猫活動の周知と理解促進のための飼い主のいない猫対策セミナーの実施をしております。

また、直接的な地域猫活動への支援策ということではありませんが、飼い主のいない猫対策といたしまして、猫よけ器、超音波発生装置であります。こちらの貸出しをしております。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 数々の要望が市民の方から寄せられると思いますけれども、どのような要望があつて、それに対してどのように対応しているのかお聞かせください。

○環境課長（下村和郎君） これまでいただきました要望の一つといたしまして、飼い主のいない猫への不妊・去勢手術費用に対する助成につきまして、以前は手術費の自己負担が発生してしまう状況でありましたので、助成額増額の御要望がございました。

そこで、令和2年度から助成費用の上限を市内で最も低額で手術を実施していただける動物病院で自己負担が発生しない額であります5,500円に引き上げたところでございます。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） この地域猫の問題は過去何回か取り上げさせていただいて、その中で費用助成についての金額も上げていただき非常に感謝しておりますし、市民の方からも非常に東大和市の対策、他市と比較してもちゃんと市内の動物病院の費用で足が出るってことはなくなりましたということで大変感謝されてる方がすごく多いと思いますので、その点について非常に取組に対して評価をさせていただきます。

また、これまで地域猫のセミナーっていうのを過去行ってきたということですが、その具体的な内容、またあとどれぐらいの人が参加したのか、経年でもし分かれば教えてください。

○環境課長（下村和郎君） 飼い主のいない猫対策セミナーにつきましては、平成30年度に第1回を開催いたしまして、昨年度第2回を開催いたしました。今年度は第3回として10月3日に開催を予定しているところであります。

内容といたしましては、過去2回は、練馬区の職員の方で地域猫活動に携わっている方、それから他の自治体でボランティア活動されている方を講師に迎えまして、野良猫トラブルのない地域社会をつくるための地域猫活動の必要性ですとか活動の具体的事例について御紹介をいただきました。参加人数につきましては、1回目が50人、2回目が35人ということでありました。

以上でございます。

○議長（中間建二君） ここで5分間休憩いたします。

午後 2時 休憩

午後 2時 5分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○21番（床鍋義博君） それぞれ2回行ったということですね。1回目の参加者の方は、実はその前の年も東大和に来ていただいて、東大和市の環境のNPOの主催するところでもセミナーして、私、その3回とも全部出席をしております。非常に熱心に取組をされていて、すごく効果が上がってるということでした。

その中で、セミナーを行った中で、市の施策にこれは参考になるから取り入れていこうといったものはありましたでしょうか。

○環境課長（下村和郎君） 講師の方から、地域猫活動における行政の役割ということでお話をいただきました。その方によれば、地域猫活動とは、地域の野良猫トラブルを解決するための住民自身による地域活動であると。そこでの行政の役割は活動の公共性を保障することということでした。地域猫活動は、猫好きな方が行う私的、プライベートな活動なのではなくて、市民生活の向上を目指す公共性のある活動であると。公共性のある活動だから行政が支援するのだと。ただし、活動の主役はあくまで地域住民ですよということでした。

本市としては、まだ地域猫対策の緒についたばかりですので、こうしたお話を参考にしながら今後の施策を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 確かに行政の公共性ということは非常に強調されましたし、後で述べます法律の改正についてもそのあたりすごく強調しておりますので、その辺はやっぱり参考にしていくという点については非常に頼もしい御答弁だというふうに思います。

実際に、毎年、毎年度、市はいろいろな計画を立てていきますけれど、この地域猫に関しての計画についてはどのように立てていくのか、どういう数値を目標にしていくのかとか、そういったものがもしあれば教えてください。

○環境課長（下村和郎君） 地域猫に関する計画ということでございますけども、本市におきましては地域猫の実態がまだ十分把握できてない状況でございます。そういった意味で、まだ具体的な目標とか地域猫対策に関する計画を策定する段階にはちょっと至っていないというところでございます。

以上です。

○21番（床鍋義博君） やはり対策を行うためにはある程度、地域にどれだけの猫がいて、どの地域にこういう猫がいるとかということをもまず把握して、その数を追って、後で述べますけれども、手術をしてまたリリースして、その数をだんだん、経年で見ていかなければなかなか計画立てられないと思いますので、そのあたりも後の質問に譲りますけども、やっぴいかなくはないかなというふうに思っております。

次に、2番で、これまでの施策の中で不妊・去勢手術の利用状況、具体的には金額が上がってからのほうがいいかもしれませんが、数の推移というものはどういふふうになっておりますでしょうか。

○環境課長（下村和郎君） 環境課が所管いたしました平成29年度からの数値を御紹介したいと思います。

金額は、平成29年度につきましては不妊手術が5,000円上限、去勢手術は4,000円上限ということでありました。29年度の不妊手術が65件、去勢手術が43件、合計108件でございました。平成30年度、上限額は29年度と同額でございましたが、不妊手術47件、去勢手術45件、計92件でございます。平成31年度になりまして、去勢手術を4,000円から5,000円に引き上げておりますが、不妊手術61件、去勢手術52件、合計113件。令和2年度の8月末現在でございますが、不妊・去勢手術ともに上限額を5,500円としたところでございますが、不妊手術は32件、去勢手術は28件、合計60件となっております。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） やはり一定数、去勢・不妊手術というのはなかなか急に減ったりもしないし、ある程度放っておけばこれはどんどん増えていくと思うんですね。ですから、この数値については一つの、先ほど市の計画のところでも今数字的なものがないと言ってたんですけども、こういったところも数値の一つとし

て経年で追っててもらえれば良いなというふうに思っております。

もう一つ数値として、数値というよりは内容についてちょっとお聞きしたいんですけども、不妊・去勢で申請する人というのは、どちらかというと地域猫に対して積極的に関与していくボランティアの方が多いと思うんですけども、そうじゃなくて、逆に猫によって非常に被害を受けていると、そういう苦情とか相談とか、そういったものも寄せられると思いますけども、そういったことについて、件数だけじゃなくて、どちらかというと内容について教えていただければと思います。

○環境課長（下村和郎君） 猫に関する苦情や相談については環境課に寄せられているところでございます。

一応件数申し上げますと、平成29年度は31件、平成30年度はちょっと多うございまして82件、31年度は55件、今年度8月末現在では17件というふうになっております。

それで、内訳といたしますと、非常にざっくりとした内訳でございますが、29年、30年のこの2年間に関しましては比較的野良猫、いわゆる地域猫も含めてかと思いますが、こうしたものが多かったようでございます。31年度、それから今年度については若干野良猫に関する苦情は減っておりまして、どちらかというと飼い猫に関する苦情といえますか、行方不明とかそういったものも含んでいるんですが、そのような内容になっております。あと、傾向といたしまして、割と苦情とか御相談の多い月というのは比較的春から秋が多いということで、繁殖期ということも関係しているのかなというふうに思っております。

苦情の内容をちょっと細かく見てみますと、やっぱりふんに対する被害というのは多うございます。それから、飼い猫の行方不明とか、あと不適切な餌やりが見られるといった内容が割と多いというふうに見ております。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 非常に今の数値と内容は注目すべき点かなと思います。30年82件あって、それまで29年、30年が野良猫に関するものが多かったけども、次の年から少し減って飼い猫のところが多くなってる。恐らくこれはそういう地域のボランティアの方たちがしっかりと地域猫対策をした結果が出てるんじゃないかなというふうに思っております。もちろんこれだけでは判断できませんので、それも含め、こういった数値、内容についても、今後も引き続き判断材料の一つとして捉えていってほしいなというふうに思っております。

市では、捕獲器を今貸し出しておりますけれども、捕獲器の貸出しの状況について数の推移はどういうふうになっているのか教えてください。

○環境課長（下村和郎君） 捕獲器の貸出しについてでございます。

捕獲器の貸出しは平成31年2月から実施しております。実態といたしましては、30年度は貸出しがございませんでした。31年度は22件の貸出しをしておりまして、今年度は8月末現在で既に27件の貸出しをしております。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） この貸出しはすごくいい制度なんですけれども、一つちょっと問題があるのは、複数の貸出しを今行っていないですね。

地域猫で一つ問題となっているのが多頭飼育崩壊の問題が一つあります。どういうことかということ、猫を最初は1匹しか飼ってなかったのがだんだん増えてって、不妊・去勢しなければどんどん増えていきますから、それでだんだんと手に負えなくなってしまっ、もう何十匹にもなってしまうということがあります。そういったときに、そういったことで相談をされて、ボランティアの方が捕獲器を借りたとしても1台しか借りられ

ないという状況があったりするので、このあたりはどのようにお考えか教えてください。

○環境課長（下村和郎君） 貸出数についてでございます。

今多頭飼育の関係もお話しいただいたところなのですが、基本、現在のこの制度の立てつけとしますと、飼い主のいない猫に対する不妊・去勢手術用の捕獲器ということになりますので、もし飼われてる方が特定できてしまう場合は、基本的にはその方が御自分でという形になってしまいます。あくまで飼い主のいない猫を捕獲するための捕獲器ということで考えてございます。

あと、この制度始めたときに、捕獲器が不妊・去勢手術のためではなくて、本来の目的ではない猫の退治といますか、猫が嫌だからということをつかまえる、あるいは虐待だとかそういったことに利用されるおそれもあるということで、まずは1台からということで始めたところではありますが、利用の状況も踏まえて今後検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 確かに多頭飼育崩壊のところは飼い主のいない猫という概念から外れると思いますけれども、ある意味そこを放っておいてしまうと、それ全部が飼い主のいない猫になってしまうので、そのあたりは臨機応変に対応していったほうがいいかと、これは検討課題としてお願いをしておきます。

また、市が持っている捕獲器のほかに、市の個人や団体の方が捕獲器を持っているということもあります。そのあたりの情報について市はどういうふうに把握していらっしゃるでしょうか。

○環境課長（下村和郎君） 市内でボランティア活動をされている方で捕獲器を持っていらっしゃる方がいらっしゃいます。そういった方々がお作りになっているチラシをカウンターでも置かせていただいております。市の要件に該当しないような場合ですとか、あるいは複数御利用になりたいような場合に御案内をしているところがございます。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） やはり先ほど地域猫の対策のセミナーのところでも主役は住民だということだというふうにおっしゃっていましたが、もちろん公共で行政が関わるというのは大事なことですけれども、やっぱり一番大事なのは連携なんですよ。そういったところを情報をやり取りしながら、きっちりと有効な手段を立てていくということに関してやっぱり市は積極的に、その個人や団体が持っている捕獲器も含めて、どんな情報、もっと大事なのは結構情報なんですよ。やはり専門性が結構やっぱり動物ですから要求されるものがあります。市で、もちろんこれ地域問題としてこれからやっていくということですから、専門性が必要ですけれども、やはりもともとずっとそれに長年携わってきた方たちの知見というのは非常に大事だと思いますので、そういった面でもセミナーも通して、また捕獲器の貸出しとか、そういったことも連携しながら一緒にやっていくということが大切なのかなというふうに思っておりますので、この辺も要望しておきます。

次に、もう一つ、地域住民の方がいる意味地域の、さっきふんについての苦情もあるということでしたけれども、ボランティアに対しての理解不足というのが結構あると思うんですよ。先ほど餌やりの話もちよっと出ました。確かに無責任な餌やりさんと言われる方も実際に存在することも事実でございます。そういう方々と、地域猫、しっかり捕獲器で捕らえて不妊・去勢をしてちゃんと地域に返していくというようなことを活動してるのと一緒にされちゃうということが非常に多くて、そういう住民の理解不足に関して何か手だてというんですかね、そういったことがあればなというふうに思っているんですけども、何かそれに対して市は考えてはいるんでしょうか。

○環境課長（下村和郎君） なかなか、私もこの地域猫活動というのをここでわか勉強してるような状態ですけども、一般の方からすると、地域猫活動における餌やり活動なのか、それともただ単に猫がかわいそうだから餌やりを行っているのかというところの見分けとか、そういったものは難しいと思います。その辺はどういう方法が効果的なのかというのはなかなか今まで見いだせてないところですけども、様々な形で周知をしていくことが必要ではないかというふうに思っております。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 今のところなかなか難しいということだったんですけども、ちょっと3番のほうに移りますけども、他の自治体の取組で参考にしてるところなんですけども、実際私もいろいろ調べてみて、幾つか先進事例というところを見ております。

その中で、市として、この自治体の取組というのが今の東大和の実態として取り組みやすいとか、そういったところがもしあれば教えてください。

○環境課長（下村和郎君） 現在まだ特にこの自治体の取組を参考にして進めているというところは具体的にはありませんで、各地の先進的な取組に注目しているというところであります。

例えば地域猫活動、進んでまいりますと、ボランティアを登録をして行政が活動を認めるというような形で活動していただくという登録制度なんかもございますが、その登録の対象を団体に限定しているような自治体もあれば、個人単位で対象にしているような自治体も承知しております。過去からの取組の成果ですとか、その地域の特性によってそれぞれにふさわしい方法で行われてるのではないかと考えております。

当市はまだそのボランティアの登録制度を設けるまでに至ってませんが、こうしたところを今後参考にしていけたらと思っております。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 確かに先ほどの問題で、無責任な餌やりさんと区別がつかないといったところで、どういうふうにして市民の方に分かるようにするのかというところで、たしか台東区では、先ほどお話がありました、個人で登録をして、腕章なんかをもらったりとかして、それで、そういう人たちを区別するといったことも行っているようなので、やはり公共が関わっていることなんだよということを示して、そういう人たちを区別するというのを分からせる、被害を受けてる住民の人たちにも分からせるということが必要なんじゃないかなというふうに思っております。

あともう一つ、市川市なんですけれども、ホームページを見ると、行政の役割をすごく明確にしております。

ちょっとかいつまんで紹介させていただきますと、「1、県、地域住民、ボランティア及び市に対して、猫の適切な管理指導や動物愛護の啓発・情報提供を行います。地域猫活動を進めていくための人材を育成します。その他、地域猫活動が円滑に行われるために必要な支援を行います。」とあって、千葉県発行のチラシのPDFが出てると。次に、2として、市、市の役割ですね。「県の事業に協力し、地域に密着した苦情や相談の対応、地域住民との連携や支援等を行います。地域への支援の一環として、地域猫活動における不妊等手術費の一部助成を行っています。住民に、地域猫に関する啓発及び情報提供を行います。」として、市川市発行のチラシが載っているといたことを明確にしています。

また、相模原市でも、活動地区を登録すると市から支援を受けられますと。その支援の内容が、不妊・去勢手術における支援、手術実施動物病院の調整と費用の負担。調整も行っていますね。捕獲ケージの貸出し、これは当市も行っているものです。あと自治会、地域に対する制度の提案を行っている。あと住民説明会の実

施、地域に適したルールづくりのノウハウの提供といった、かなり行政の役割ということをホームページで明確にしておりますけど、一方、当市でホームページを見ると、捕獲器の貸出しと不妊手術については、ばらばらに載ってるんですけども、地域猫に関して情報を集約して載せてるところっていうのは見当たらなかったんですけども、そのあたりに関して市の見解を伺います。

○環境課長（下村和郎君） ホームページにつきましては、今、床鍋議員おっしゃられたように、ちょっとまだ市として地域猫という形で一体的に掲載してる形になってないところがございます。ぜひそこは、かなり地域猫という言葉が定着もしてきましたし、また市としましてもこの活動を推進していく上でこの言葉自体をもっと認知させたいというところもありますので、ちょっとそういった形でページの構成を分かりやすくするために工夫していきたいと思っております。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） ありがとうございます。

ぜひ地域猫も一般的になってきておりますので、それで検索すると、そこに情報が集約してるとどういったことをやったらいいかということが分かりやすくなってきて、逆に、ボランティアの方もそうですけれども、迷惑をしてる住民の人たちに対しての啓発という点でもぜひ必要かなと思いますので、よろしくをお願いします。

次に、4番ですけれども、昨年改正されました動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律ですけれども、かなり罰則規定が強化をされております。

その中で、特に注目されるのが、中身全部読んでしまうとちょっと時間があれますけれども、少し読ませていただくと、条文以外で、環境省が指針を出しています。動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針といったものがございます。

その中で、関係者間の協働関係の構築、法の施行に関する事務の多くは、都道府県及び地方自治法の指定都市及び中核市の所掌するところとなっておりますが、その事務を円滑かつ効果的に進めるためには、都道府県、指定都市及び中核市にとどまらない全ての地方公共団体の関与の下に、動物の愛護及び管理に関係している者の積極的な協力を幅広く得ながら、その施策の展開を図っていくことが肝要であると。

また、動物の愛護と管理をめぐる課題に、地域の実情も踏まえ効果的に取り組むためには、指定都市及び中核市以外の市区町村を含む行政間及び行政内の部局間の連携や、動物愛護推進員や動物愛護の地域ボランティア及び民間団体の協力が重要であり、このためには、国、地方公共団体の行政機関、これはたくさん書いてあってちょっと省略しますけれども、協働によって、地域づくり、社会福祉、公衆衛生といった社会課題の問題を図る視点が必要であるとあります。

この中ですごく重要なのは、やはり都道府県、指定都市、中核市にとどまらない全ての地方公共団体というところと、取組に関しては相互理解に基づく多様な関係者の主体的な参画、協働により、地域づくり、社会福祉、公衆衛生といった社会問題の同時解決を図る視点が必要であるという点が注目すべきであるというふうに思います。一步、かなり進んで、地域猫問題について環境省がここまで指針を示したというのはかなり進んだことだと思いますけども、それに対して、市の施策に対して影響はこれからもちろんあると思いますけれども、どのように進めていかれるのか、法律改正を踏まえてお聞かせください。

○環境課長（下村和郎君） 動物の愛護及び管理に関する法律におけます事務は、この指針にもありますように、主に都道府県、当市の場合ですと東京都によって行われているわけですが、この指針の中で、これらにとどまらない全ての地方公共団体の関与という点につきましては、国といたしましても、より地域住民に近い

存在である区市町村の取組に期待していることの表れではないかと考えます。

また、相互理解に基づく多様な関係者の主体的な参画、協働によって、地域づくり、社会福祉、公衆衛生といった社会課題の同時解決を図る視点という点につきましては、地域猫の問題を単なる地域猫対策として解決を図るのではなくて、地域の複合的な課題解決につながることを期待しているのではないかと考えております。

これに対して、市としてどう進めてくのかということなのですが、市としてこのような期待に応えていくには、正直申し上げてかなりハードルは高いと感じておりますが、現状においてできることを着実に取り組んでいくということが必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（中間建二君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時34分 休憩

午後 2時43分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○21番（床鍋義博君） 確かにやるが増えるんじゃないか、この地域猫対策についてなかなか、現場で起こっていることですから、なかなか職員が電話だけで対応できるっていうような事例でもないんですよね。やはり外に出て活動するっていうことになるとなかなか人員というのは大変かなと思っているんですけど、先ほど人員体制については市長から御答弁いただきました。

法律改正に伴って行政の義務というものが完全に増えてきている中で、市の対策、これで十分なのかなというふうにちょっと危惧をします。なかなか人員も少なくボランティア頼みになってしまう。逆に今度ボランティアも現時点でなかなかそんなにたくさんいるわけではないし、今後この地域猫に対してのボランティアだけじゃなくて、ほかのボランティアもそうなんですけど、やっぱり高齢化っていう問題もなかなか避けられない問題なんで、私の掌握してる関係のところもついこの間解散をしたところでもありますし、高齢化によってですね。そういうようなことも起こってくると、なかなか地域の住民の人たちを募ってボランティアっていったところも今度難しくなってくるということもあります。そういった中で、どういうふうに新しい体制を整えていくのかなという、現時点で積極的な施策というのがなかなか見えてこないんですよね。このままでいくと、なかなか有効な地域猫対策できないんじゃないかなと。

先ほど多頭飼育崩壊のところでも申し上げましたけども、今後この問題って増えてくるというふうに思ってるんです。独居老人が結構多くなってくると、これ結構動物飼いは始めるらしいんですね。そうすると、なかなか、これはどんどん増えていくといったところに自分の手が追いつかなくなって、それで多頭飼育崩壊を起こしてるっていうのが実は市内でもかなり、把握されてると思いますけども、結構出てきております。

そういった中で、この市の体制っていうのは今後どういうふうにしていくのかなというのが非常に疑問なんですけども、そのあたりもしお考えがありましたらお願いします。

○環境部長（松本幹男君） 現在の体制は、先ほど市長答弁にもございましたとおりの人員体制で現在実施しているところでございます。この地域猫対策に係る事業もまだまだ走り始めたばかりというところではあるんですが、最大限、今いる職員で可能な、できることを、基礎的な部分をまずはつくりたいというところでは今事業を実施しております。

体制的に、正直言ってこれをもっと深めていくには、当然それなりの人員体制というものが必要になってく

と思いますので、逆に今、議員のほうからお話がありました例えば多頭飼育、現状そういうのも市内で発生しておりますので、それらも含めて今現状、私どものほうで対応しているというところでございますが、ただ今後そういう件数が増えてくれば、やはり福祉との連携とか、庁内の組織をどういう形で有機的に働かせるのが一番市民の方にとって、またこの地域にとっていいのかというところも考えていかなければいけない時期が来るとと思いますので、現状は少ないながらも今基礎づくりに頑張ってるというところでございますので、今後の組織、そういったところの視点で私どもが検討していただけるような、発信できるような下地をまずはつくりたいというところでございます。

以上です。

○21番（床鍋義博君） もちろん環境課だけでは大変です。環境部だけの問題ではないんですよね。多頭飼育崩壊のところっていうのは、今市内の事例で把握されてると思いますけども、実は高齢介護課だったり、福祉とか、そういったところにも絡んでくると思いますので、そういったところと協力しながらやっていく必要があるのかなと、その辺臨機応変にやっていただきたいなというふうに思ってます。

また、ボランティアの方たちも、まだ今現在一生懸命やっておられる方もいらっしゃいますので、そういった方に、言い方はあれですけど、うまく動いていただいて、活動していただくために行政として協力できることはしっかり協力していくということが、実は今、少ない人員の中でやってるところの助けになるというふうな観点でいけば、ぜひそういったところの連携っていうのは非常に大事だなというふうに思いますので、今後ともしっかりそういった地域の活動されてる方との連携を進めていってほしいなというふうに思います。

次に、6番、周知方法ですね。先ほど周知についていろいろ伺いました。

またホームページについても若干先にちょっと触れましたけれども、先ほどちょっとお話しさせていただいた台東区の例なんですけれども、台東区では地域猫のセミナーをやっているんですけども、地域猫のボランティアに対してのセミナーではなく、迷惑をしている住民であったりとか、自治会であったりとか、そういった場合に分けていろんなセミナーを開いているんですね。

ですから、そういう意味では、地域猫の問題って、何度も申し上げますけれども、今関わっている地域猫のボランティアとか地域猫を気にしてる方だけの問題ではない。地域の、先ほど公衆衛生っていう法律の文言とかもありましたけれども、そういったことも含めて環境問題であるということを見ると、地域の人たちがみんなこれは考えなきゃいけない問題なんだよと。ただ迷惑だから苦情だけ言ってれば済む問題ではない。じゃどうやって解決したらいいのか。そのために活動してくださってるボランティアがいますよといったら、ちゃんとボランティアに対する認識がちゃんと感謝の気持ちになるんですね。今までは何か無勝手に餌やりをやってる人たちだみたいな、あれが迷惑なんだと思ってた人たちも違うんだなというふうに思ってくれると思うんです。

そういった観点で総合的な周知活動が必要だと思うんですけども、その点について市のお考えをいただけますでしょうか。

○環境部長（松本幹男君） 現在私どもで実施してる過去2回のセミナーと10月に予定してるセミナーございます。これは確かにおっしゃいますように、実際にボランティア活動をしている方がやはりどうしても多く参加されてしまうというのが実情でございますので、やはり私どもの周知の仕方というのを確かにもう少し考えていかなければいけないのかなと思います。

やはり我々行政が直接やるべきことを、時に市民の方、地域の方に協力をさせていただくということで私ども

の職場は特に成り立ってるという部分がございますので、そういったボランティアさんたちとの関係も大切にしながら、その次を担っていただける方をどういうふうに登掘していくのか、またそれを育てていくかというところにも、やはりそこも私たちの周知の仕方だと思っておりますので、ただ単に市報やホームページに載せましたというのではなく、やはりいかにそういう今まであまり関心を持っていただけなかった方にも関心を持っていただけるような周知の仕方をしていくかというのが私たちに課せられてるような仕事であろうというふうに思っておりますので、引き続きそこについては工夫に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○21番(床鍋義博君) 力強い答弁、今7番の最後の地域猫の市のあるべき姿についてもう既に答弁をいただいたような感じなんですけれども、おっしゃるとおりで、全体の問題として捉えていくっていうことが大事なのと、あと地域猫ってそもそも何なのっていうところからまず始めることも大事。だから、理解がばらばらになっているので、そのあたりがばらばらであるとなかなか一致点って見つけにくいと思いますので、そういったところを全体的な底上げっていうことをしていく。それも東大和市だけでやっていくのではなくて、なかなか猫っていうのは地域の境界越えて勝手に来ますから、近隣市、特に隣接市と協力して、しっかりとそういったところを有効な手だてを今のうちにやっていただきたいなというふうに思ってます。

何度も申し上げますけれども、この問題、今だったらば、これは私見ですけれども、抑えられそうなんですけれども、このまま放っておいてしまうと、恐らくどんどん猫が無勝手に増えていって手をつけられない状態になってく。そういった先にある悲劇っていうのもちょっと見え隠れしそうだっていうところもありますので、ぜひ積極的に地域の環境問題として捉えていってほしいなということを要望して、質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長(中間建二君) 以上で、床鍋義博議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 大 川 元 君

○議長(中間建二君) 次に、20番、大川 元議員を指名いたします。

[20番 大川 元君 登壇]

○20番(大川 元君) 議席番号20番、やまとみどりの大川 元です。通告に従い一般質問を行わせていただきます。

1、新型コロナウイルス感染症における介護事業所等への支援策について。

①国や都の支援策に対する市の関わり方について。

②市の令和2年第1回市議会臨時会で可決した補正予算に基づく支援策について。

③そのほかの市の支援策について。

④今後の課題についてをお伺いいたします。

壇上での質問は以上とし、再質問については御答弁を踏まえて自席にて行わせていただきます。よろしくお願いたします。

[20番 大川 元君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 初めに、新型コロナウイルス感染症に係る国や東京都の支援策に対する市の関わり方についてであります。新型コロナウイルス感染症の蔓延時においても介護サービス事業は自粛要請の対象とは

ならなかったため、各事業所は感染拡大防止措置を講じて事業を継続する必要がありました。しかし、市場では、衛生用品の調達が困難となったため、国や東京都はマスクや手指消毒用のアルコールなどの配布を行いました。市もこれに協力して必要数の取りまとめや引渡しの実施など円滑な配布に寄与したところであります。

次に、令和2年第1回市議会臨時会で可決をいただきました補正予算に基づく支援策についてであります。介護サービス事業者に対し1サービスにつき20万円、一部のサービスについては10万円を基準額として、1法人として60万円を上限とした助成金支給事業を制定し実施しているところであります。

この助成金は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、利用控えによる減収や衛生品の購入などの臨時の出費があることなどを踏まえ、サービスの継続的な提供への支援を趣旨として介護サービス事業者に支払うものであります。

なお、障害福祉サービス事業者に対しましても同様の助成制度を実施しております。

次に、助成金以外の市の支援策であります。先ほど御答弁いたしましたマスクの配布につきましては、国や東京都からの配布物に加え、市の備蓄品も投入し、市内の介護サービス事業者に配布しております。また、国から示された運営基準の緩和や、感染防止策につきましても、介護サービス事業者に速やかに通知しております。

なお、運営基準の緩和など、国が示した基準が抽象的で判断が難しい場合は、東京都などに照会した上で具体的に明確な基準を示すなど、介護サービス事業者に資する対応をしております。

次に、介護サービス事業者への支援に係る今後の課題についてであります。新型コロナウイルス感染症の影響で介護サービス事業者は財政面で困難な状況に直面しております。このため、財政支援としての助成制度を立ち上げたものでありますが、これは国の財源補填があって初めて実現可能となったものであります。このような補填がない場合には、市の財政負担が大きくなるため実施することは困難であると認識しております。

新型コロナウイルス感染症は、その収束時期が見通せず、対応が長期化することが見込まれております。このため、今後も国及び東京都と連携しながら、介護サービス事業者に対して適切に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○20番（大川 元君） 御答弁ありがとうございました。

まず、新型コロナウイルス感染症の蔓延時においても介護サービス事業は自粛要請の対象にならなかったため、各事業所は感染拡大防止措置を講じて事業を継続する必要があったとのことですが、感染防止措置を講じていても、現場の職員には、コロナ感染のリスクの中、報道等で取り上げられたように風評被害等もある中で、そういった状況の中で仕事をしていったということが想定されます。このことについて、市としてはそのような状況についてどのように考えるかについてお聞かせください。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 新型コロナウイルス感染症による影響というものは、衛生用品の購入や利用者の減少による減収など経済的なものだけではないというふうに認識しております。事業所の職員は、罹患しているというふうに疑われれば、議員が今御指摘のとおり、風評被害というものを受けることもあるというふうに認識しております。

また、何よりも職員自身が罹患のリスクを感じて恐怖心と闘いながらサービスの提供に努めております。介護従事者というのは、通常のサービスの提供に比べてはるかに困難な状況で職務を遂行しているというふうに

考えております。

7月下旬から、国と東京都で介護従事者に対する慰労金、これを支給することになりました。一方、私どもの支給する助成金は、事業継続を支援するために直接的には事業者に対するものでありますけれども、これは間接的には介護現場で奮闘している介護従事者に対する支援という意味もあるものと考えております。

介護サービスは、介護現場で働く介護従事者によって提供されておりますので、現場を支える方々に対して支援の気持ちを持つことも大切なものであると、このように認識しております。

以上であります。

○20番（大川 元君） 中には、病院職員の方はコロナに罹患するというリスクを避けるために家族と別居までして、車中泊とかそういったことまでして、言っちゃ何ですけども、仕事を継続してたということも報道としてあります。

そういった状況の中で、市場からマスクがなくなって、手に入れたくてもマスクが手に入らないとか、そういった状況とかも生じて衛生用品の調達が困難となったということもありました。また、国がマスクの配布を行ったが、国のマスクの配布が遅かったということの声もあるんですけども、市としてはそのことについてのどのように考えているかお聞かせください。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 国が行いましたマスクの配布、この中でも各世帯に支給する布製のマスクにつきましては配布が遅延しているという報道があることは承知しております。

しかしながら、市も関与いたしました介護事業所あるいは障害福祉サービス事業所に対するマスクの配布につきましては、今年3月下旬には配布が開始されるなど比較的早い対応であったと、このように認識しております。

以上であります。

○20番（大川 元君） 今早い対応であったというふうに御答弁いただいたんですけども、こう言っちゃ何ですけど、市民の方の中にはマスクがなかなか届かないということで、いつ市にマスクが届くんだということを問合せたとしても、その時期について市がはっきりと答えられなかったということもありますので、そういった声もあるということをちょっとお届けしておきます。

次に、介護サービスを提供する事業者に対し、1サービスにつき20万円、一部のサービスについては10万円を基準額として60万円を上限とのことでしたが、この金額についてどのように設定したか、またこれで十分だと考えるかについてお聞かせください。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 御質問の助成金というものは現在支給中でございますけれども、これはマスクですとか消毒液の購入、その他事業継続に資する各種の費用に充てていただくために支給しているものということでございます。その額の設定につきましては、目的が広範であるために適正額の設定というものは結構難しいものでございましたが、マスク等の市場価格、これが比較的落ち着きを見せておりますし、あるいは現金支給を行う東京都内の他市の事例などを総合的に考慮いたしまして、1サービス当たり基準額を20万円というふうに設定したものであります。

それから、市内における助成金の対象となるサービスの数でございますが、これは104サービスでございます。それから、このサービスを提供する事業所を運営する法人の数は49法人となっております。このため、1法人の運営するサービスの数は平均しますと2.1、端数を切り上げると3サービスということになります。個々の事業者を見ますと、サービスの数が多いものは13サービスを運営しているものもございまして、少ないもので

すと1サービスということで、大変開きがございます。

このため、もし上限を設定しない場合には、法人間で支給額の差額として最大240万円の格差が生じるということになります。規模の大きい事業所、法人は管理費などでスケールメリットを生かせるので、こういった事情を勘案いたしますと、支給額の格差が過度になることは好ましくないというふうに思いまして上限を設定させていただきました。その額は、先ほど、平均的なサービスの数を勘案いたしまして60万円が適当というふうにしたものでございます。

なお、東京都内の他市におきましてもこういった現金支給の上限額の平均値を調べてまいりますと、約56万円ほどということで、市の上限額の設定は平均的な額から乖離しないものというふうに考えております。

それから、助成金の効果でございますが、新型コロナウイルス感染症は社会に広範な影響を与えておりまして、介護サービスにおきましても自粛要請の対象とはならなかったものの、利用者の利用控えですとか感染予防に係る臨時的な出費のため、支援を必要とする事業者の数は非常に大きい、大変多いというふうに考えております。

このため、市が単独で支援策を講じてそれを執行しても十分な効果が上がるものではなく、国や東京都の支援策と連携して一体となって事業者を支えると、こういう必要があるというふうに認識しております。

以上であります。

○20番（大川 元君） 今サービスの継続的な提供を支援するための財政支援とおっしゃいました。コロナの収束がまだ現在収束しているとは言えません。そういった中で、収束の見通しが立たない中、市としては必要であればさらなる支援をするのかについてお聞かせください。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） この助成金のような財政的な支援というものは直接的な効果があるというふうに認識しておりますけれども、予算規模が大きくなるということで、なかなか国や東京都の財政援助がないとこれは実施することが困難であるというふうに認識しております。

なお、介護事業所を支援する方法につきましては、このような財政的な支援だけではなくて、例えば衛生品の配布などのような現物支給ですとか、あるいは感染拡大防止に資する情報の提供、こういったものも支援の一つということで各種の方法が考えられるだろうというふうに考えております。

今後の支援につきましては、その感染状況ですとか、あるいは事業者の経営状況等を勘案しながら、国と東京都と連携して適切に対応してまいりたいと、このように考えております。

以上であります。

○20番（大川 元君） 今、市の備蓄品等も支援に投入したとのことでしたけれども、その投入した備蓄品についてどのくらいの量になるのか、また、今後備蓄する量についてはどのようにしていくのかについてお聞かせください。

○総務部長（阿部晴彦君） マスクにつきましては、今年2月から3月にかけて非常に市場で調達することが困難でございました。その時期に全庁的な協力を得まして、市が備蓄していたマスク約1万6,000枚を抛出いたしました。

今後につきまして、目標としましては、この約2倍ということで、必要数の予測が困難ではありますけれども、最低予備を含めて3万枚程度は備蓄を計画をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○20番（大川 元君） 今までの量が1万6,000枚だったということで、それが今回の事態を受けて3万枚程

度に増やしていただけるということで、ありがとうございます。そういったことで、今後、今回の教訓を生かしていく、そういうことは非常に私も重要だと思います。

コロナとは直接関係ないのかもしれないんですが、東大和市内の訪問看護ステーションがこのコロナの状況の中で1か所サービスを休止しました。市民のライフラインのセーフティネットを維持するためには、施設であつたりとか、その体制の維持が必要だと考えるが、この点について市としてはどのように考えるかお聞かせください。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 高齢化の進展に伴いまして、慢性疾患を抱えながら在宅生活を送る高齢者、こういった方が増加して、医療と介護の双方のサービスを必要としますことから、訪問看護の需要というものは高まっていくというふうに考えております。

一方、令和2年度に、先ほど議員が御質問で触れましたとおり、市内で1つの訪問看護事業所が休止いたしました。市のほうで確認しましたところ、これは看護師の退職がありまして休止というふうに伺っております。その背景には、コロナウイルス感染症というよりも、看護師の人材不足、これがあつたようであります。

人材不足の中でも、こういった専門職の人材不足の解消というのは、私どものような基礎的自治体だけで取り組むことは非常に困難というふうに認識しておりまして、国や東京都と連携しながら取り組む必要があるというふうに考えております。

以上であります。

○20番（大川 元君） 看護師の人材不足というものは今に始まったことでなくて、ずっと言われていることでして、今、国と東京都と連携しながら取り組む必要があるということで、市としても必要度を感じてるということを答えていただきましたので、引き続き国や都と連携しながら取り組んでいただきたい、そのように考えます。

また、ちょっと市内のケアマネジャーの方から、ケアプランの作成を1事業者が独占するのを防止するために減算措置等の規定がありますが、正当な理由があれば減算にならないで済むということもありまして、今コロナという状況ですので、ケアマネの方は高齢者と接触するということからも、小規模事業者とのバランスを市で考えて、そういった減算措置についてもコロナが拡大しないために柔軟な対応が必要ではないかと考えるんですが、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） ただいま議員が御質問いたしました制度につきましては、特定事業所集中減算と言われるものに関するものだろうというふうに考えております。この制度は、ケアマネジャーの作成するケアプランにおきまして、サービス提供事業者が偏った場合に介護報酬を減算するという、そういう仕組みであります。最も件数の多い法人の事業所の割合が80%を上回った場合には、ケアマネジャーの介護報酬を200単位分減算するということでもあります。

なお、この減算につきましては、保険者である市町村が正当な理由があるというふうに認めた場合には減算をしないことができるという例外規定がございます。この正当な理由の例示につきましては、圏域内の事業所が少なく集中することがやむを得ないという場合ですとか、あるいは担当件数が少なく集中の弊害というものも僅少であると、こういう場合が挙げられております。

御質問の趣旨でございますが、新型コロナウイルス感染症の感染リスクが低減するという効果があるので、こういった集中をしても減算をしない正当な理由があると認めてほしい、そしてそれが小規模な事業所が多い居宅介護支援事業所、ケアマネ事業所ですね、にとって事業者の選択の負担軽減になると、こういうことでは

ないかというふうに理解しております。

しかしながら、市内の今、事業所の現状を見ますと、感染者が出たという情報はありません。なおかつ、各事業所におきましても感染拡大防止の防止策、これに鋭意努めております。

そういった状況を見ますと、利用事業所を1か所に集中させることで特定事業所集中減算の適用を外すことによるデメリット、これを上回る感染リスクの低減効果があるんだと、こういうふうに断言することはなかなか困難だろうというふうに思います。このため、現段階では特定事業所集中減算の適用を除外することは考えておりません。

以上であります。

○議長（中間建二君） ここで5分間休憩いたします。

午後 3時15分 休憩

午後 3時20分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○20番（大川 元君） そうしたら、引き続き質問させていただきます。

都内の一番感染者数が多い自治体とかになりましたら、やっぱりケアマネの中にでもちょっと新型コロナに感染するという方もいますので、一つ思うことは、感染者が出てから対応するというのではちょっと何か遅い部分がありますので、同じ東京都の東大和市も23区内とは確かに感染状況は違うんですけども、同じ東京都の自治体ということもありますので、そういった事態もある程度想定に入れて考えていく必要があると思うんですが、そういった事態についてちょっと想定に入れられているかについてお聞かせください。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 感染者が出たことを想定した対応ということでございますけれども、私ども、先ほど御答弁の中に情報提供も一つ事業者に対する支援であると、このように述べました。国からの情報提供の中には、感染者が出た場合の対応ですとか、もちろん感染者を出さないための対応ですとか、そういったものが含まれておりまして、こういった情報も私どもも鋭意タイムリーに事業所に提供しております。

さらに、国は9月から感染者が出た場合のシミュレーションを各施設に行うようにという方針を出したということが報道されております。こういったところから、こういったものが正式な通知として出るならば、私どもとしても事業所に対してその情報提供をして、そしてそういったものが感染者が出た場合の対応について、もちろん私どもも考えておりますけれども、事業所のほうでも意識を高めてもらって効果的な対応をしていただくと、これが施設における感染予防の最も効果的な方法であろうと、こういうふうに考えております。

以上であります。

○20番（大川 元君） 先日ちょっとある方から聞いたんですけど、東大和市は比較的感染が多い地域の都内のところに通勤してる方は少なく、その手前で勤務されてる方が多いということなので、そういったことも含めて感染者の拡大が抑えられてるというふうに考えるんですけども、そうはいっても、先ほど言ったようにちょっと同じ東京都になりますので、そういった事態も想定していただけたということで今回回答いただきましてありがとうございました。

そして次に、なぜ補助金でなく助成金という制度になったのかについてお聞かせください。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 先ほど御説明いたしました助成金に関することでございますけれども、まずはこの新型コロナウイルス感染症の感染局面におきまして、事業者というのは非常に困難に直面しております。

事業の撤退ですとか、あるいは場合によっては倒産という、そういった介護崩壊のリスクということも否定できない状況というふうに認識しております。このようなリスクを回避するためには、事業者の負担をできるだけ早期に低減するという必要があるということで、この支給事務につきましてもスピード感を持って支援することが必要であろうと、このように考えております。

このため、迅速な支給ができるように、例えば補助制度ですと必要な事業計画ですとか実績報告などの書類の提出を省略いたしまして、補助金よりも手続の簡素な助成金方式、これを採用したということであります。私どもとしては、基準単価を定め、一定の上限の範囲内でサービスの数に応じて支給するという迅速な対応を目指したということであります。

以上であります。

○20番（大川 元君） 今迅速な対応については私も非常に必要だと思うんで、そういったことで対応していただけるということはいいんですが、片方で手続が簡素になりますと、今ちょっと報道で行われてるのは給付金詐欺みたいなの、そういったこととかも起こりますので、そういう事態が起こらないように何か予防的な処置等を市は取られているかについてお聞かせください。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） まずこの助成金の支給につきましては、来年3月31日までの事業継続、これをその条件にしております。さらに、その対象事業者につきましては、介護保険法に基づく指定を受けている事業者ということで、私どもその指定を受けた事業者につきましては介護報酬を支払っておりますから、事業の継続というものはその報酬の支払いで確認できるということございまして、こういった形でその助成金の支給の趣旨を事業所が全うしてるかどうか確認できるというふうに認識しております。

以上であります。

○20番（大川 元君） 私も介護崩壊のリスクっていうのが一番市にとってはダメージが大きいことになると思います。またそのためには、やっぱり現場で働く職員の皆様に対して、介護の課で働くそのストレスの軽減であったりとか、市としてはそういう事態にならないように迅速な対応であったりとか支援金の給付っていうことを今回聞かせていただきまして、東大和市としてはこの状況の中で国や都と連携して適切な措置をしているというふうに認識させていただきました。

ただ、今まだコロナが感染が収束しておりません。また、いつまでこのコロナの状況が続くかについて見通しを確実に判断できるっていうこともありませんので、この状況が続くとそのリスクがずっと続いていくということになりますので、引き続き東大和市としては国や都と連携しながら、市のできる範囲内できちんと臨機応変に対応していただいて、必要であれば引き続き支援を行っていただくということを要望しまして、私の今回の一般質問とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（中間建二君） 以上で、大川 元議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 大 后 治 雄 君

○議長（中間建二君） 次に、2番、大后治雄議員を指名いたします。

[2 番 大后治雄君 登壇]

○2番（大后治雄君） ただいま議長より御指名を受けました議席番号2番、興市会、大后治雄でございます。通告に従いまして、一般質問を始めさせていただきます。

さて、1、危機管理について。

まず①、国立感染症研究所村山庁舎BSL4施設へのエボラ出血熱等5種類の病原体搬入対応及び当該施設の移転についてであります。

アとして、関係行政機関からの情報提供は。

次に、イとして、これまでの当市の対応は。

次に、ウとして、他自治体の対応は。

そして、エとして、課題と今後の対応につきまして伺います。

続きまして、②その他の感染症についてであります。

アとして、新型コロナウイルス以外に特に警戒すべき感染症は何か。

イとして、他自治体の対応は。

そして、ウとして、課題と今後の対応につきまして伺います。

以上、この場におきましての質問は終了させていただきますが、再質問につきましては、御答弁を踏まえまして自席にて行わせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

[2 番 大后治雄君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、国立感染症研究所村山庁舎BSL4施設へのエボラ出血熱等5種類の病原体の搬入対応及び施設の移転に係る情報提供についてであります。これまでの経過を含め、本市宛てに厚生労働省等の関係行政機関からの情報提供は受けておりません。

次に、これまでの市の対応についてであります。BSL4施設へのエボラ出血熱等5種類の病原体の搬入対応及び施設の移転に関する情報を新聞報道等で把握するとともに、村山庁舎施設運営連絡協議会を傍聴し、BSL4施設の稼働状況をはじめ村山庁舎などに係る情報の把握に努めております。

次に、他自治体の対応についてであります。武蔵村山市につきましては、BSL4施設の所在する自治体として、BSL4施設で実施する業務や施設の移転など5項目について、令和元年10月に厚生労働大臣及び国立感染症研究所長に対し要望を行っている聞いております。

また、武蔵村山市に隣接する周辺の自治体におきましては、この施設に係る対応は特に行っていないとのことあります。

次に、課題と今後の対応についてであります。課題につきましては、BSL4施設へのエボラ出血熱等5種類の病原体に関する業務や、施設移転に当たり市民の皆様の安全と安心の確保が最優先でありますことから、この施設に係る情報を適切に把握していくことであると考えております。

今後の対応につきましては、引き続き村山庁舎施設運営連絡協議会の傍聴等により、BSL4施設を含む村山庁舎に関する情報を把握してまいりたいと考えております。

次に、警戒すべき感染症についてであります。世界的な交通網の発達や社会経済のグローバル化の進展、また令和3年度に予定されている東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控え、海外からの外国人の来日が見込まれております。

国は、国境を越えて感染が拡大し、国民の生命・健康はもとより、広く国民生活、社会経済活動等に対して重大な影響を与えるおそれがある感染症として、エボラ出血熱、中東呼吸器症候群及びジカウイルス感染症等を挙げておりますことから、本市においてもこれらの感染症は警戒すべきものであると認識しております。

次に、他の自治体の対応についてであります。多摩地域の他の自治体の対応につきましては市では把握してはおりません。

東京都では、平成24年以降の国外でのエボラ出血熱、中東呼吸器症候群及びジカウイルス感染症の流行、また国内での風疹の流行やデング熱の発生などを踏まえ、国内外の脅威となる感染症の発生動向等に的確に対応し感染症危機管理体制の強化を図るため、平成30年に東京都感染症予防計画を改定しております。

次に、課題と今後の対応についてであります。課題につきましては、感染症の発生など情報を収集し、市民の皆様や市内関係施設等に対し情報提供を行うことであると考えております。

今後の対応につきましては、感染症の正しい知識の普及啓発や感染症発生時の情報収集、連絡体制などについて、東京都多摩立川保健所、東大和医師会等関係機関と引き続き連携、協力してまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○2番(大后治雄君) どうもありがとうございました。

それでは、順次再質問をさせていただきます。

ではまず、1、危機管理について、①国立感染症研究所村山庁舎BSL4施設へのエボラ出血熱等5種類の病原体搬入対応及び当該施設の移転についてのうち、アの関係行政機関からの情報提供は、であります。

まず、昨年9月に搬入されましたこの5種類の病原体というものは一体どういうものなのか、その詳細ですね、原因とか潜伏期間、罹患期間、症状や致死率等を伺わせてください。

○健康課長(志村明子君) 少し説明が長くなりますが、御了承願います。

令和元年9月27日に海外より輸入され国立感染症研究所村山庁舎が所持したことが公表された5種類の病原体は、南米出血熱ウイルス、ラッサウイルス、エボラウイルス、クリミア・コンゴウイルス、マールブルグウイルスで、特定1種病原体等であります。

特定1種病原体等は、感染症法において、生物テロに使用されるおそれや国民の生命及び健康に影響を与えるおそれのある感染症の病原体として1種から4種まで特定し、病原体の管理強化のため、その分類に応じて所持や輸入の禁止、許可、届出、基準の遵守などを定めております。

村山庁舎が所持している5種類の病原体に対するワクチンはまだなく、またラッサ熱のほかは抗ウイルス剤などの特別な治療法が現時点ではないため、根本的治療ではなく対症療法が行われる感染症であります。これまで、国内においてこの5種類のウイルスによる感染症の発症の報告例はございません。

東京都感染症情報センター及び厚生労働省などのホームページによりますと、この5種類のウイルスいずれの感染症も、患者との直接接触やウイルスを保持・保有する、またはウイルスに感染している媒介動物から感染します。潜伏期間は2日から3週間の間で、いずれも発熱、頭痛に次いで嘔吐、下痢などの消化器症状、その後、身体各部からの出血が共通する症状となっております。致死率は30%から90%と幅があり、提供される医療レベルの影響を受けるとされています。

以上です。

○2番(大后治雄君) どうもありがとうございます。

この5種類のウイルス、いずれの感染症も患者との直接接触や、ウイルスを保有するまたはウイルスに感染している媒介動物から感染するという点で、現時点における差し迫った危険性は低いものと考えられます。

しかしながら、悪意を持って人為的、また故意による漏えいや事故による媒介生物の発生なども想定されるところであります。

では、1種から4種までとおっしゃいましたけども、私のほうで調べまして、感染症法の分類として1類から5類みたいな形で分かれていて、そのうちエボラ出血熱等、先ほどお話しされたところは1類に分類されると。今回いろいろと問題になってる新型コロナウイルスについては2類相当であるというようなことになってるということであります。

では次に、病原体搬入につきまして、武蔵村山市、国、東京都等関係各機関からの情報提供の内容に関しまして詳細を伺わせてください。

○健康課長（志村明子君） 情報提供についてでございますけれども、本市宛てに武蔵村山市、東京都、厚生労働省など関係行政機関からの直接の情報提供は受けておりません。

令和元年7月に国立感染症研究所が特定1種病原体の輸入に関する感染症法に基づく厚生労働大臣の指定を受けたこと、また令和元年9月に国立感染症研究所村山庁舎が海外より特定1種病原体等を輸入・所持したこと、このいずれにつきましても、報道機関及びホームページ等から情報を収集し把握したものであります。

以上です。

○2番（大后治雄君） どうもありがとうございます。

本市は現時点においては、幸いなことに当事者ではないので仕方のないところではありますが、情報は直接できればいただきたいものだというふうに思います。

では次に、先月5日に地元住民との協議会において報告されました施設移転につきまして、現状本市でつかんでいらっしゃる情報を伺わせてください。

○福祉部長（田口茂夫君） 先月8月5日に開催されました国立感染症研究所村山庁舎施設運営協議会の会議資料によりますと、厚生労働省は平成31年度に研究班を立ち上げまして、移設、新設の方向などの検討を進めてきたというふうにされております。この研究班は、我が国の感染症対策のセンター機能の強化に向けた具体的な方策についての研究報告書、こういったものの概要が報告されております。

この報告書におきましては、BSL4施設の移転、新設の方向として3つの選択肢が示されたというふうに聞いております。ベストなシナリオといたしまして、国立感染症研究所、こちらは東京都内に新宿区、東村山市、武蔵村山市、3つの庁舎をお持ちですけれども、この3庁舎を同一地区に統合し、さらに新たなBSL4施設を併設することが提言されたというふうになっております。

現在使用している武蔵村山のBSL4施設につきましては建設から39年が経過し、今後長期の使用は物理的にも困難と指摘をされております。新施設の計画から建設、承認、地元住民の理解、特にこの地元住民の理解というのが一番難しいかと思っておりますけれども、あくまでも一般論といたしまして5年から7年、理解等を含めまして10年以上かかる可能性もあるのかなというふうに考えておりますけれども、こういったことを考慮すべきとし、計画立案等を早急に開始する必要が強調されております。

このため、厚生労働省では検討会を立ち上げまして、この検討会には武蔵村山市の職員が入りたいというふうな話もあります。秋頃を目途に移設候補案を確認するというふうなことが示されております。

以上です。

○2番（大后治雄君） どうもありがとうございます。

造ってから40年近くたって、ようやくここに来てウイルスが搬入されたというようなところなんだと思

ますけども、造った当初はすぐに入ってくるんじゃないかなというふうに考えて造ってあるんだらうと思えますけども、いろいろと周りとの調整ができずに40年近くたってしまったということで、造って搬入したらもう古くなっててどうしようっていうような、何か泥縄的な感じでちょっとどうかと思うんですけどもね。

そこで、次に、イのこれまでの当市の対応は、であります。

まず、病原体搬入につきまして、これまで市民からの問合せなどはありましたでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 病原体の輸入に関する指定を受けたことや、また海外より病原体を輸入・所持したことなど、BSL4施設の病原体搬入、また対応に関してのこれまで当市への市民の方からの問合せや御相談はございません。

○2番（大后治雄君） どうもありがとうございます。

基本的にさほどの興味関心はないといったようなところなんだろうと思うんです。私のように昔からそういった病原体というか、ウイルスとかそういった菌についてとても興味関心がある人っていうのはちょっと変わった人なんだろうと思いますけども。

では次に、病原体搬入につきまして、当市の市民への説明とか情報提供はどうされているのかを伺わせてください。

○健康課長（志村明子君） 国立感染症研究所村山庁舎が海外から特定1種病原体等を輸入・所持したことにつきまして、市民の皆様への説明は行っておりません。

情報提供につきましては、市公式ホームページにおきまして、国立感染症研究所が特定1種病原体の輸入に関する指定を受けたことについて掲載し、また村山庁舎施設内の感染症法に基づく大臣の指定、さらに村山庁舎の施設運営協議会について、国立感染症研究所のホームページの中から該当ページが分かるように掲載のほうをしております。

以上です。

○2番（大后治雄君） ありがとうございます。

先ほどは病原体搬入についての市民の問合せ等を伺いましたが、次に、施設の移転についてこれまで市民の方からの問合せなどはありましたでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 国立感染症研究所村山庁舎の施設の移転に関しても、これまで当市への市民の方からの問合せや御相談はございません。

以上です。

○2番（大后治雄君） ありがとうございます。

もともと、これまで大した報道もされておられませんし、私のように本当に興味関心がなければ積極的に知ろうとは思わないでしょうから、そういう反応になるんだらうというふうには思います。

では次に、施設移転につきまして、当市の市民への説明や情報提供はどうされていますか。教えてください。

○健康課長（志村明子君） 国立感染症研究所村山庁舎の施設の移転につきまして、市民の皆様への説明は行っておりません。

情報提供につきましても、先ほどの病原体搬入と同様に市公式ホームページにおきまして掲載するとともに、国立感染症研究所のホームページ内に該当ページが分かるようにしております。

以上です。

○2番（大后治雄君） どうもありがとうございます。

知りたい方はウェブでということ、現時点での対応は今のところ適切なものであろうというふうに思います。

では次に、ウの他自治体の対応は、であります。

まず、病原体搬入につきまして武蔵村山市の状況はどうなっていますか。教えてください。

○健康課長（志村明子君） 武蔵村山市では、令和元年10月に厚生労働大臣及び国立感染症研究所長に対し行った要望のうち、BSL4施設で実施する業務については4点ほどございます。1つ目は、施設での業務は今後とも感染者の生命を守るために必要な診断や治療に関する業務に特化すること、2つ目として、特定1種病原体の分与により常時施設内に保管していることから、引き続き周辺住民へ説明を行うとともに、十分な理解が得られるように努めること、3点目といたしまして、施設運用については引き続き市民への情報提供や施設の安全対策を積極的に行った上で市民の理解を得つつ、国が責任を持って進めること、最後に、万が一事故が発生した場合には、施設内での業務を直ちに停止するとともに、市や周辺住民に対する情報提供を含め、その対応を速やかに行うこと、以上の4点が掲げられております。

以上です。

○2番（大后治雄君） ありがとうございます。基本的な4点ということだろうと思うんですね。

では次に、病原体搬入につきまして、国や東京都、近隣関係自治体との連絡体制というのはどういうふうになっていますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 病原体搬入に係る国や都、武蔵村山市など自治体との連絡体制につきましては把握しておりません。

国立感染症村山庁舎施設運営協議会の会議資料によりますと、安全対応訓練として、令和2年度にBSL4実験室での暴露事故を想定した連絡体制などの対応訓練を行うこととされております。

以上です。

○2番（大后治雄君） ありがとうございます。

では次に、施設移転につきまして、武蔵村山市の状況は現在どうなっていますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 武蔵村山市が令和元年10月に行った要望のうちに、この施設の移転について2点ございます。1点目として、施設が市街地にあることに対する不安や、ワクチン開発などの研究が可能な最新の設備を備えた施設の新設が必要とする日本学会の提言等を踏まえ、当市以外への適地へのBSL4施設の移転について結論を出し、速やかに対応を図ること、2点目といたしまして、令和2年3月に予定されている厚生労働科学研究班による報告書が提出された後、速やかにBSL4施設の移転について具体的な検討を行うとともに、市職員を検討組織に参画させることの2点でございます。

以上です。

○2番（大后治雄君） ありがとうございます。

今、当市とおっしゃいましたが、それは武蔵村山市のことだろうと思うんですね。

では、続きまして、施設移転につきまして国や東京都、また近隣関係自治体との連絡体制というのは現在どうなっているふうになっていますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 国立感染症研究所村山庁舎施設運営協議会の会議資料によりますと、厚生労働大臣と武蔵村山市長の合意に基づき、村山庁舎の移転の検討に着手するとされ、厚生労働省大臣官房厚生科学課に設置される検討会のメンバーは、武蔵村山市役所、分担研究者、国際保健機関に精通した感染症専門家、関係

学会、危機管理等専門家で構成する案とされております。

以上です。

○議長（中間建二君） ここで10分間休憩いたします。

午後 3時50分 休憩

午後 4時 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○2番（大后治雄君） では、続きまして、エの課題と今後の対応は、であります。

改めまして、課題と今後の対応に関します詳細を伺わせてください。

○福祉部長（田口茂夫君） 先ほども御説明申し上げましたが、国においても基本的に検討が進められていくというふうなことが運営協議会においても御報告がされております。

今後、検討会におきまして議論を重ねることとなると思われませんが、移転の論点と概要等について市として把握していく必要があると考えております。

また、BSL4施設の検査体制の整備ですとかサーベイランス体制、ワクチン検定体制の充実等の機能強化に伴う作業状況について併せて把握していく必要があると、このように考えております。

以上です。

○2番（大后治雄君） ありがとうございます。

では次に、施設移転後の跡地の問題ですが、跡地はどうなるのか、現状当市でつかんでいらっしゃる情報を伺わせてください。

○福祉部長（田口茂夫君） 具体的に施設移転後の跡地につきましての情報につきましては、運営協議会におきましても明確に示されておられません。特に、先ほども御説明申し上げましたとおり、移転に当たりましては一般論で最低5年から7年、状況によっては10年以上ということになりますので、こういったところを鑑みて今後様々な検討が行われていくものと、このように考えております。

以上です。

○2番（大后治雄君） まだ先の長い話であるというようなことでありますので、この問題についてはまたおいおい取り上げていきたいと思っております。

この項目のまとめというのは最後に申し上げることといたしまして、続きまして、②その他の感染症につきまして、アの新型コロナウイルス以外に特に警戒すべき感染症は何かに参ります。

2019年から2020年シーズンの既知のインフルエンザの感染数の減少というのが報道されておりますけれども、この減少の理由というのは何だとお考えでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 一般社団法人日本感染症学会によりますと、2019から2020年シーズンのインフルエンザについて、例年と比べ、2020年に入ってから患者数が大きく減少し、結果として700万人規模の小さな流行で終わったとなっております。このことについて、新型コロナウイルス感染症対策としての飛沫感染対策や手指衛生などの予防策がインフルエンザについても有効であったとしています。

当市におきましても、休日急患診療所における令和2年1月及び2月のインフルエンザの発症数は、令和元年と比べて約50%減少しております。市民の皆様の手洗い、うがい、マスクの着用など基本的感染対策がインフルエンザの発症予防に有効であったものと推測しております。

以上です。

○2番(大后治雄君) おっしゃるとおりだろうと思います。

WHOでは、次の2020年から2021年シーズンにはインフルエンザの流行というのも懸念されてるという形で報道されているのは御承知かと思います。

そこで伺うんですけども、新型コロナウイルスに備えることが他の感染症の予防につながっていくというふうに考えますけれども、その御所見を伺わせてください。

○健康課長(志村明子君) 手洗い、うがい、マスク着用などの基本的な感染予防対策は、新型コロナウイルス感染症など未知のウイルスに関する感染予防、またインフルエンザや風邪など既存の病原体に対する感染予防に有効であり、日常生活に基本的な感染予防対策を習慣として定着させていくことは非常に重要であると認識しております。

以上です。

○2番(大后治雄君) ありがとうございます。

では次に、市民への情報提供はどうされていますでしょうか。

○健康課長(志村明子君) 市では、市報及び市公式ホームページなどにより、基本的感染予防対策と3密の防止など、新しい生活様式、日常の実践について市民の皆様に協力をお願いしております。

以上です。

○2番(大后治雄君) ありがとうございます。

続きまして、イの他自治体の対応は、でございます。

他自治体の対応につきまして詳細を伺わせてください。

○健康課長(志村明子君) 東京都が策定した東京都感染症予防計画におきましては、都民への普及啓発、予防徹底のほか、サーベイランス体制の強化、防疫体制の強化、医療体制の整備や医療資機材の備蓄など、感染症の発生や拡大に備えた事前対応型の取組を推進していくこととしています。

また、感染症が発生した場合として、感染症患者の早期発見、感染源の調査、関係機関との広域的かつ継続的な連携の強化など、迅速かつ確かな検査、防疫活動により感染拡大及び蔓延を防止するとしています。

以上です。

○2番(大后治雄君) 基本的なところでございますね。

では次に、国や東京都、近隣関係自治体との連絡体制というのは現在どうなっていますでしょうか。

○健康課長(志村明子君) 市では、当市を管轄する東京都多摩立川保健所との連携を基本とし、平常時においては感染症に関する普及啓発や予防接種を実施しております。また、感染症患者の発生が拡大した場合には、東京都多摩立川保健所に協力し、防疫活動、保健活動などを実施することとなっております。

以上です。

○2番(大后治雄君) ありがとうございます。

では次に、ウの課題と今後の対応は、であります。

改めまして、課題と今後の対応に関します詳細を伺わせてください。

○福祉部長(田口茂夫君) 市におきましては、市民の皆様が感染症についての正しい知識を持っていただきまして、感染症の予防と流行への備えを行っていくことが大変重要であると、このように考えております。

そのため、今後も引き続き東大和市医師会、東京都多摩立川保健所等関係機関と連携をしながら、また市の

公式ホームページなどを活用しまして、感染症や定期予防接種などに関する様々な情報を的確に市民の皆様に情報提供してまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○2番（大后治雄君） どうもありがとうございます。

それでは、最後に改めまして市長の御所見を伺わせてください。

○市長（尾崎保夫君） 今回の感染症に関しまして、特に治療方法がない、要するにワクチンや治療薬がないというふうなものに対する対応につきまして、市民の皆さんの安全と安心、そして健康のために重要なものであるということで、特に、先ほど質問者もありましたように、インフルエンザも何か今年は50%って先ほど初めて知ったわけですけども、そのやはりきちっとした基本的な対応をきちっとしておく、それだけ減るんではないかなということもあります。

そういった意味で、私どものほうも市民の皆さんに基本的な対応をしっかりとさせていただくということと、やはり国や東京都から提供される情報をしっかりと伝えるということ、そしてもう一つは、私ども東大和市の医療を支えていただいている東大和市医師会の皆様方と情報を共有しながら、新たなこの新しい新型コロナウイルス感染症に対してしっかりと対応していき市民の皆さんの安全・安心を守っていきたいなと、そんなふうに思っているところであります。

○2番（大后治雄君） 市長、どうもありがとうございました。

武蔵村山市のBSL4施設につきましては、引き続き情報収集と情報提供をよろしくお願いいたします。

また、これまでの新型コロナ対策によりまして、期せずしてインフルエンザを含めたその他の感染症の第一義的な予防に役立ってきたと考えられますのは、本日もろもろ伺ったとおりでございます。

手洗いははじめとした基本的な対処方法を続けることによりまして、今後もこうした感染症の予防が可能となりますよう、市長をはじめ理事者の皆さん、そして職員の皆さんにおかれましては、情報収集と情報提供など一層の御尽力をお願いいたしまして、今回の私の一般質問を終了いたします。

どうもありがとうございました。

○議長（中間建二君） 以上で、大后治雄議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 中野志乃夫君

○議長（中間建二君） 次に、22番、中野志乃夫議員を指名いたします。

〔22番 中野志乃夫君 登壇〕

○22番（中野志乃夫君） やまとみどりの中野志乃夫です。通告に従いまして一般質問を行わせていただきます。

新型コロナウイルス関連の自粛について。

新型コロナウイルス関連の自粛騒動で深刻な経済的打撃も報道されている。また、東大和市でも、うまかんべえ～祭ほか市民文化祭まで各種イベントが次々に中止に追い込まれています。市として、どの段階でこうした自粛を終了するのか、通常の形に戻すのか、その基準についてどう考えているのかを伺いたいと思います。

壇上での質問は以上です。よろしく願いいたします。

〔22番 中野志乃夫君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策としてのイベント等の再開基準についてでございますが、市では、令和2年2月20日に新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、これまでに19回の会議を開催し、新型コロナウイルスに関する情報共有並びに公共施設及びイベント等の運営を含めた市の対策についても協議を行っております。

この本部会議において、市の基準として、公共施設及びイベント等の段階的再開を決定しており、その変更や終了につきましては、国や東京都が示す緩和の目安やステップを参考とし、また東京都の広域的な対応について確認するなど、様々な状況から判断してまいりたいと考えております。

なお、イベント等の再開に当たっては、適切な感染予防策を講じた上で実施することが前提となっております。

このことから、イベント等の内容によっては適切な感染予防策を講じることができないため、中止の判断をすることがあるものと認識しております。

以上です。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○22番（中野志乃夫君） ありがとうございます。

今回のこの新型コロナでの一連の騒動の中で、確かに今、市長がおっしゃったとおり、治療薬がない、ワクチンがないという、そういう問題が大きな点かなとは思いますが。

ただ、私からすれば、実際に今これは世界的な規模というよりは東アジア全般に言えることですが、圧倒的に日本も死者の数でいえば大変少ない、8割以上の方が陽性反応が出てもほとんど何の治療もしない形で自然に治癒している、そういう実態があります。

ですから、そういう実態の中で、例えば今、新聞報道によると、政府もあまりにも自粛による経済打撃が大きいものですから、ちょっと本来の指定感染症の入れ方を間違えたんじゃないか、やはり今一番危険な1類に近い形にしていますけど、もう少しというか、もっと下げるべきじゃないかという論議もされているようですが、そういうこの点について、市として、つまり、どう今後の推移を見ていくかという点についてどうお考えなのか。

とりわけ、例えば治療薬に関しては、全くないわけじゃなくて、今、アメリカの治療薬を認可して、実際に重病の方にはそれを使ってきてる。逆にはないのはワクチンといいますか、その辺だけです。その辺も一部の話ではこの年末にかけて治験が始まったり、年明けからいろいろ始まるような動きにもなっていますけど、その辺が逆にワクチンがある面めどがつけば、このいろいろな自粛も相当終了していいんじゃないかという判断もできるんじゃないかと思っておりますけど、そういう点についてはどうでしょうか。

○福祉部長（田口茂夫君） 議員のほうから国の状況ですとか少しお話をいただきました。

国におきましても、現在2類の感染症におきまして、基本的には入院するというのが基本原則になっていますけど、当然病院の体制等の問題によりまして、ホテルへの入居ですとか、場合によっては在宅においての状況での待機というふうなことも実際には行われております。そういったところも含めまして、国におきましては見直しをしていくというふうなところが先般の第42回の新型コロナウイルス感染症対策本部、これは国の政府のほうの会議でございますけど、そういったところでも議論していくというふうなことが述べられております。

そういったことで、ワクチンにつきましても専門家会議におきまして、分科会ですか、におきましても当然

高齢者ですとか基礎疾患の方、また医療関係者の方々などへの優先的なワクチンの投与などの順番的なところなども議論をされているようでございます。

そういったところの状況がこれからというところでございますので、当然、市といたしましても国の動向、東京都の動向を注視しながら、基本的にはそれを含めて総合的に判断してまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○22番（中野志乃夫君） そうしますと、この間、これ前回の一般質問のときもやりましたけども、新型コロナのこの対応については、市の対応としては、本当ワクチンとかそういう治療薬もないからこういう形を続けるを得ないし、市民にはちょっといろいろ自粛もお願いしなくちゃいけないとか、そういう形で進みますけども、それも含めて東京都と国の動向を見た上で判断するという今のお答えですが、ただちょっと気になるのは、例えば東京都が具体的に、実際、東大和市民でどのぐらいの方が感染してる、感染者の数は出すけども、実際にその方が亡くなったとか、どういう形になってるかとか、そういう詳細な情報は来てないかのように伺いますけども、やはりそれはいまだ変わらずなんでしょうか。つまり東京都とか国の動向を見ると言いながらも、東京都から正確な情報が市に届いてないんじゃないかという危惧もしてますけども、その辺はどうなんでしょうか。

○福祉部長（田口茂夫君） 他の議員への一般質問などでもお答えをさせていただいてますとおり、基本的には東京都が発表する、基本的には夕方から夜にかけて発表されるわけですけども、その日の夕方、今日東大和市が何人増えるですとか、そういう情報が連絡が来ます。その情報をもって私どももホームページのほうで掲載をし、市民の皆様にお知らせをしているという状況でございます。

また、退院の状況につきましても同じような状況の中で、現在は18人というふうになっておりますけども、こちらが増えてくるという形で、結果的にはこの差引きが状況としてはまだ治療等されてる方というふうに、これは私どもは推測をしている状況でございますので、またあくまでもこれは東京都の発表の段階をもって私どもも通知をしております。

状況によっては、感染の結果という、PCR検査の結果陽性が出たのは昨日、おとといであるかもしれないということまで、ちょっと詳細なところは分かりかねている状況です。あくまでも東京都の情報提供に基づいて発表してる状況でございますので、これ以上の情報は今現在は持ち合わせていないという状況でございます。

以上です。

○22番（中野志乃夫君） ちょっと私も以前から大変疑問に思ってたのは、東京都のほうで情報はあくまで独占して一切流さない。いろんな、下手に流れて無用な混乱を巻き起こさないためというのが理由なんだろうけども、さらに細かく聞きますけども、実際に東大和市内で感染した方が亡くなったとか、そういった情報もやっぱし来ないんでしょうか。

○福祉部長（田口茂夫君） 私どもは、先ほども申し上げましたとおり、退院等の人数の18人、これはあくまでも退院ですとか亡くなった方の総括の人数で来ておりますので、この18人の中に亡くなった方がいるとか、どういう状況だとかっていう細かい内訳の情報等も来ておりませんので、今の現段階ではそれ以上の情報は市としては持ち合わせていないという状況でございます。

以上です。

○22番（中野志乃夫君） やはりこれだけ大きな問題になってて、各自治体でもコロナ対策ということでは

いろやってる中で、これ、やはり市としても、ほかの自治体、市長会通じてでしたかね、東京都にもっと情報を出してくれと、明らかにしてっていうこともやってるようですから、ぜひとも当市でもよりちょっとそういった点は強く東京都に訴えかけて、つまり市独自でいろいろ対策するにも肝腎な情報が来てない中で、大変それは本当にやりづらい、本当に困ることだと思います。ですから、そうしてほしいということをぜひ訴えたいと思います。

併せて、私は、今のこの流れの中で言えば、はっきり言ってワクチンとかそういったものができてくれば、それこそ冷静に見れば通常のインフルエンザとか、またあと最近では結核もどんどんはやってますから、結核で毎年2,000人の方が亡くなってるとか、その状況を考えればそっちのほうがよっぽど重い感染症であって、だけど、そういう状況のときには自粛も何もしてない。それで通常の経済もやってて動いていたにもかかわらず、この今のコロナだけでこういう大騒ぎになっているんなことが停滞してるっていうのは、ちょっと冷静に見ると大変おかしな事態だとは思ってます。

いずれにしても、そういう中で、市として情報もない中で、やりようがない中で、今本当に一生懸命やっていただいているのは申し訳ないとは思いますが、ぜひともこういう事態の中で、より冷静に情報を集めて、やはり、今回PCR検査も独自にやるという大変すばらしい決断もされましたし、引き続きそうした形で市民の不安を取り除く、本当に過剰に反応しなくて平気ですよということをいうような政策を推し進めていただきたいことを訴えて、私の一般質問は終わります。

以上です。

○議長（中間建二君） 以上で、中野志乃夫議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 東 口 正 美 君

○議長（中間建二君） 次に、18番、東口正美議員を指名いたします。

[18番 東口正美君 登壇]

○18番（東口正美君） 議席番号18番、公明党の東口正美です。通告に従い一般質問をさせていただきます。初めに、空家実態調査の結果と今後の取組について伺います。

2015年に施行された空家等対策特別措置法により、空家に関する対策計画の策定や実施が市区町村の責務として定められております。このことを受けて、これまで公明党会派として空家等対策計画の策定のための実態調査の必要性を訴えてきました。

令和元年度、調査が行われ、令和2年3月には空家実態調査報告書がまとめられました。本調査によると、調査対象の建築物1万8,973棟に対して外観目視調査を2度行い、空家候補数が350棟に絞られ、所有者にアンケート調査が行われました。その結果、117棟に居住・使用があることが分かり、残りの233棟が空家であると認定され、そのうち老朽危険度判定基準により37棟が管理不適正空家と判定されました。

この実態調査により、これらの数値が確定したわけですが、このたびの調査は、市内全ての建築物の現地調査による詳細なデータ、またアンケート調査による所有者の意向が分かるなど大変に貴重なデータであると考えます。

そこで、報告書の内容を踏まえて質問させていただきます。

①本調査と住宅・土地統計調査での空家数の違いについて。

②現地調査における外観目視による具体的な内容と、そこから見えてきた課題について。

③アンケート調査について。

アとして、調査の反応について。

イとして、回答されなかった方への今後の対応について。

ウとして、結果から読み取れる課題について。

④として、管理不適正空家等について。

ア、市が把握している防犯・防災上の問題を抱える住宅との関係について。

イ、空家等対策計画を待つことなく市の早急な対応が必要と考えますが、市の対応について伺います。

⑤今後の空家対策について。

ア、参考としたい先進事例について。

イ、空家等対策協議会の設置について。

ウ、空家等対策計画について。

エ、空家等の予防策について。

オ、相談窓口の設置について。

カ、まちづくりの課題解決のため、都市マスタープランや住宅マスタープランに反映させることについて伺います。

次に、2番として、終活の相談・支援について伺います。

1番目で取り上げた空家の実態調査の目的にもあるとおり、人口減少社会の到来や少子高齢化による問題は空家ばかりではなく、これまで家族や親族が担ってきたみとりやその後に行うべきことを誰にも託すことができない方たちが少なからずおられ、お話を伺うことがあります。

終活という言葉が使われ始めたのはいつの頃なのか定かではありませんが、誰にでも訪れる最期のときのための準備を行うことと認識されているものと考えます。これまで親族が担ってきた自身の死後のことを託すことができない人たちの支援を行っている自治体も増えてきています。終活と言われる範囲は幅広く、自治体ごとに取り組む内容が違います。

そこで、①として、終活の支援事業を行っている他市の事例について、東大和市ではどのように考えるのか伺います。

アとして、静岡県磐田市、終活おうえん窓口について。

イとして、神奈川県横須賀市、エンディングプラン・サポート事業及びわたしの終活登録事業について。

ウとして、神奈川県大和市、おひとり様などの終活支援事業について。

②として、東大和市の終活の相談・支援について。

アとして、市民からの問合せや要望について。

イとして、墓地、埋葬等に関する法律第9条により、市が対応している件数について。

ウとして、今後の終活支援に対する考えについて伺います。

次に、大きな3番、在宅避難の推進について。

世界的な新型コロナウイルス感染拡大により、私たちの生活の様々な場面で新しい生活様式が求められています。

新しい生活様式は、災害時も例外ではなく、7月に行われた臨時議会の補正予算審議の中で、避難所における新しい生活様式のための備品購入費が予算計上されました。また、新しい生活様式によるソーシャルディ

タンスの確保により、現在の避難所での収容人数に変化があることも説明されました。

避難所の運営については、阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本地震と大きな地震が起きるたび新たな課題が生まれ、そのたびに東大和市でも見直しを行い、改善が図られてきました。また、地震だけでなく風水害による災害も激しさを増し、2019年台風19号の際には東大和市でも避難所が開設されました。

いざというときのため、避難所の体制を充実させることは大切なことではありますが、一方、各地の避難所で様々な問題があることも報じられております。災害時、最も大切なのは自助であることを考えると、自宅での生活が可能であるならば、たとえ少しの期間、電気、ガス、水道のライフラインが使えなくなったとしても、自宅在宅避難することが望ましいということも近年の災害を通して言われるようになってきました。

そこで、在宅避難の重要性を確認したく、以下の質問をさせていただきます。

①地震と風水害での避難行動の違いについて。

②として、コロナ禍における、新しい生活様式を取り入れての避難行動について。

③として、災害時の在宅避難について。

アとして、在宅避難のメリットについて。

イとして、在宅避難のための準備を市民に促すための市の考えについて伺います。

ここでの質問は以上とし、再質問については御答弁を踏まえ自席にて行わせていただきます。よろしく願いいたします。

[18番 東口正美君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、空家実態調査と住宅・土地統計調査における空家数の違いについてであります。空家実態調査は、市内の全ての戸建て住宅及び共同住宅を対象とした全数調査であるとともに、棟数を単位としているため、共同住宅の場合、全ての住戸が空いている場合に限り1棟と算定しております。

一方、住宅・土地統計調査は、対象となる住戸を無作為に抽出して行う標本調査であるとともに、戸数を単位としているため、共同住宅の場合、空き住戸の数で戸数が加算されていくこととなります。これらの調査方法と算定方法の違いから空家数の違いが生じているものと捉えております。

次に、現地調査における外観目視による具体的な内容と課題についてであります。外観目視では、居住、使用の有無を確認する視点から、建物等への人の出入りの有無、電気、ガス等が使用可能な状態であるか否か等について調査するとともに、空家等の状態を確認する視点から、建築物やその敷地が適切に管理されているか否か等について調査しております。

現地調査から見てきた課題としましては、工作物等の倒壊・腐食が見られるものなど、管理が不適正なものが散見されたところであります。

次に、アンケート調査についてであります。市では、現地調査により空家と思われる建築物の所有者等の方々にアンケート調査を実施しました。調査の反応につきましては、発送数350件、回答数236件、回収率67.4%と多くの所有者等の方々から回答をいただいたところであり、高い関心が寄せられていると考えております。

回答されなかった方への今後の対応につきましては、本アンケート調査は基本的に所有者等の方々の使用状況や利活用の意向について、その傾向を把握するための統計としての性格を備えたものであるため、追跡調査等を行う予定はありません。

結果から読み取れる課題につきましては、空家の所有者等の方からは、遠方に居住しているため状況が把握できない、経済的な事情から対処ができない、具体的な対処方法が分からないなど、管理に困っているとの回答が寄せられた一方で、貸したい、売却したいなど利活用の意向がある回答も多く寄せられたところであり、これらへの対応が課題であると考えております。

次に、防犯・防災上の問題を抱える住宅についてであります。今回の空家実態調査においても、空家候補で管理不適正と思われる住宅で居住・使用していることが判明し、空家と判定しない住宅がありました。将来管理不適正な空家となる可能性が高いと懸念されますが、現状では関われる範囲で関係部署と連携して対応に努めてまいりたいと考えております。

次に、管理不適正空家等に対する早急な対応についてであります。空家等の所有者等は高齢者であることが多く、時期を逃してしまうと空家等の適正管理や処分等の対応が困難になるものと認識しております。

しかし、対応に必要な具体的な施策や体制が整わないと、適切な対応は難しいことから、まず空家等対策計画を作成することが必要であると考えております。

次に、今後の空家等対策についてであります。参考としたい先進事例としましては、東京都が空家等対策のノウハウの普及促進を目的に創設した先駆的空家対策東京モデル支援事業の採択を受けた事例などを参考にしながら、今後空家等対策の検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、空家等対策協議会の設置につきましては、管理が不適正な空家等への対応や空家等の利活用の促進等の視点を踏まえ、法務、不動産など様々な分野の方から意見をいただく場となるよう検討してまいりたいと考えております。

次に、空家等対策計画につきましては、空家等の適正管理の支援、管理が不適正な空家等への対応、空家等の利活用の促進及び空家等の発生予防などの具体的な施策につながる計画を作成することが必要であると考えております。

次に、空家等の予防策につきましては、情報提供、セミナーの開催、講師の派遣等により、所有者等の方々の意識を涵養し理解を増進するための取組が重要であると考えております。

次に、窓口相談の設置につきましては、現在、都市計画課及び防災安全課の窓口等において、空家等の所有者等の方からの相談を受け、情報提供や専門家による相談窓口の案内などを行っているところでありますが、今後、空家等対策計画を策定する中で、その充実を努めることを検討してまいりたいと考えております。

次に、都市マスタープランや住宅マスタープランへの反映につきましては、今後、東大和市都市マスタープランや東大和市住宅マスタープランを改定する際に、市のまちづくりや住宅施策との関連性を踏まえながら対応していくことが必要であると考えております。

次に、終活の支援事業としての他自治体の事例についてであります。静岡県磐田市では、終活おうえん窓口を設置して、市民が終活に関する悩みを相談員に相談できる体制をつくっております。相談員は、元気なうちにしておくべきことやエンディングノートの書き方、将来に関する不安など、市民からの相談に応じて助言するほか、必要に応じて専門の機関を紹介するとのことでもあります。

次に、神奈川県横須賀市の取組についてであります。横須賀市では、葬儀や納骨などに関する心配ごとを抱える独り暮らしで身寄りがない低所得の高齢者に対して、エンディングプラン・サポート事業を実施しております。この事業は、横須賀市が葬儀社等と連携して対象となる方の葬儀や納骨に関する支援を行うとのことでもあります。

また、わたしの終活登録事業は、市民が緊急連絡先や遺言状の保管場所などの終活関連情報を横須賀市に登録するとともに、本人が死亡したときなどにおいて関係行政機関や本人の指定を受けた者にその情報を開示する事業であります。本人が意思表示をできなくなった場合に、その意思の実現を支援する事業とのことであります。

次に、神奈川県大和市のおひとり様などの終活支援事業についてであります。この事業は、ひとり暮らしなどの理由により自らの葬儀等に不安を抱える市民を対象に、葬儀や納骨などについての案内人「わたしの終活コンシェルジュ」を設置し、相談支援を行う事業であります。相談支援の具体的な内容としましては、葬儀等を執り行う市内の葬儀社等の紹介、お墓の所在地などの情報の知人への連絡等であります。

次に、終活相談・支援に関する市民の方からの問合せや要望についてであります。市のケースワーカーやほっと支援センターでは高齢者から様々な相談を受けておりますが、終活に関する相談や要望はそれほど多くない状況であります。相談があった場合においても、遺産相続などの専門的な事案が多く、市で行っている法律相談や社会福祉協議会のあんしん東大和などを紹介して対応しております。

次に、墓地、埋葬等に関する法律第9条により市が対応している件数についてであります。平成31年度におきましては1件となっております。また、過去の状況を見ましても、年間で0件から2件ほどとなっております。

次に、今後の終活支援に対する市の考えについてであります。現在のところ、終活支援を要望する市民の声はそれほど多い状況ではありません。しかしながら、独居率の増加とともに、親族がいない高齢者、または親族がいても疎遠等の理由で、自分の葬儀を事前に依頼することができないなど、親族がいない状況と同様の事情にある高齢者は徐々に増加するものと考えております。

市は、治療やケアの方針について本人と家族や医療関係者などが話し合いを重ね、情報共有を図る取組であるアドバンス・ケア・プランニング、いわゆる人生会議について、医師会と協力してその普及に努めているところであります。

終活の問題は、葬儀や納骨、相続などという死後の問題ですが、終活支援をいち早く取り入れている先進自治体について情報収集をしながら、今後の対応について研究してまいりたいと考えております。

次に、地震と風水害での避難行動の違いについてであります。地震の場合は、予兆がなく突発的に被災することになるため、まずは身の安全を最優先にした行動が求められ、避難行動は発災直後から発災後において一斉に行われることとなります。一方、台風や大雨では、事前に気象情報や避難情報を入手することができるため、雨風が強くなる前に自分のタイミングで避難行動を開始できる点が地震と異なるものと認識しております。

次に、コロナ禍における新しい生活様式を取り入れた避難行動についてであります。避難所が密集すると感染拡大のおそれがあり、親戚・知人宅、ホテル、自宅、車中など様々な避難先に分散して避難することが新しい生活様式を取り入れた避難行動として求められております。

また、避難先に避難する場合でも、感染予防のためのマスクや消毒液など、健康衛生管理に必要と思われるものは可能な限り持参していただく必要があると考えております。

次に、災害時の在宅避難のメリットについてであります。在宅避難とは、災害発生後も体育館などの避難所に行かず自宅で生活を続けることであります。在宅避難は、住み慣れた環境で生活できるメリットがあり、プライバシーが確保でき環境変化による様々なストレスが軽減され、共同生活における病気の感染リスクも軽

減されると考えております。また、避難所における収容人数の課題の解決の一助になると考えております。

次に、在宅避難を市民の皆様へ促すための市の考えについてであります。在宅避難の前提としまして、自宅の安全が確保され、生活に必要な食料、生活用品などの備蓄品が自宅に十分あり、家具類の安全対策が行われている必要があります。

このため、在宅避難の準備について繰り返しお知らせし、市民の皆様へ理解を深めていただくよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

〔市 長 尾崎保夫君 降壇〕

○議長（中間建二君） お諮りいたします。

本日の会議はこれをもって延会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、これをもって延会といたします。

午後 4時45分 延会